

迷惑通信への対応の在り方に関する研究会 - 報告書 - (PDF)

- 本文
 - 資料(表紙)
 1. 資料1
 2. 資料2
 3. 資料3
 4. 資料4(表紙)
 - 米国
 - 1～5ページ
 - 6～11ページ
 - カナダ
 - EU
 - 英国
 - 仏国
 - 別添
-



迷惑通信への対応の在り方に関する研究会
－ 報告書 －



平成14年10月

迷惑通信への対応の在り方に関する研究会

目次

はじめに	1
1 迷惑通信の現状	2
(1) 迷惑通信とは	2
(2) これまでの対応	3
(3) 新たな迷惑通信（ワン切り）の発生	6
(4) 新たな迷惑通信への対応	12
2 諸外国における迷惑通信への対応	14
(1) 米国	14
(2) 欧州	15
3 今後の対応	17
(1) 検討の方向性	17
(2) 考えられる対応方策	18
おわりに	25
◆資料	
1 諸外国における自動ダイヤル装置に関する規制	
2 米国各州における自動ダイヤル規制の概要	
3 米国州法による自動ダイヤル規制の態様	
4 諸外国の関係法令	
◆別添	
1 「迷惑通信への対応の在り方に関する研究会」構成員	
2 「迷惑通信への対応の在り方に関する研究会」検討経過	

はじめに

電気通信は国民生活に欠くことのできない社会的なインフラとなっており、近年では、携帯電話やインターネットをはじめとする新たな電気通信サービスの普及が急速に進展し、国民一人一人が多様で便利なコミュニケーションツールを活用することが可能となっている。

多様な電気通信サービスにより日常生活の利便性が向上する一方で、その利便性を逆手にとって他人に迷惑を及ぼすような不適正利用による問題も深刻化している。具体的には、これまでも、無言電話、わいせつ電話、中傷電話、悪質な勧誘電話などの迷惑電話が問題となってきたほか、インターネット上の権利侵害情報の流通や迷惑メールの大量送信、インターネットでウェブサイトを閲覧中に利用者が気づかないうちに国際電話につながり国際電話料金を請求されるケースなどが社会的に大きな問題となってきた。さらに、昨年来、着信履歴にコールバックさせて有料の音声サービス等を聞かせることを目的として大量の不完了呼を発生させる「ワン切り」が問題視されてきたが、本年7月にはワン切りにより電気通信事業者のネットワークに障害が発生し、長時間にわたり電話回線が広範囲に麻痺するという状況が生じるなど深刻な被害が発生している。電気通信が社会にとって不可欠なインフラとなっている中で、こうした状況に早急な対応を求める声が高くなっている。

本研究会では、平成14年8月から、我が国における迷惑通信の実態、諸外国における状況及び対応策等の把握を行い、迷惑通信の中でも特にその対応が喫緊の課題となっているワン切りへの対応に必要な方策の検討を行ってきた。本研究会の検討結果が、安心して電気通信を利用できる環境の整備のために、行政や電気通信事業者による取組に活用されることを大いに期待するものである。

1 迷惑通信の現状

(1) 迷惑通信とは¹

情報通信技術の進展に伴う電気通信メディアの普及・発展は著しく、国民が多様かつ便利なコミュニケーション手段を用いることが可能となっている。多様な電気通信メディアは、国民生活に大きな利便性をもたらしている反面、この利便性を逆手にとって、他人に迷惑を及ぼすような方法や内容での通信（いわゆる「迷惑通信」）を行うことも可能にし、近年これらの問題が社会問題化するケースが増大している。

ア 電気通信による主な情報流通手段としては、ウェブページや電子掲示板等多数の者にあてて送信されるもの、電話、ファクシミリ、電子メール等特定者向けに送信されるものがある。このうち、特定の者に対して送信する形態で行われる情報流通手段は、次のような特質を有していると考えられ、これらの特性を利用した迷惑通信が行われやすいといえる。

(ア) 発信者の優位性

例えば電話については、受信者にとって、誰がどのような用件で電話をかけたかは電話に出るまでわからないことが多く、また発信者の都合により通話が始まること

(イ) 匿名性、無記録性

現在普及している電気通信メディアでは、一般に相手の顔が見られず、自らの情報を告知しなくてもコミュニケーションが可能であり、また記録物が残らない場合が多いこと

(ウ) 密室性

電話、電子メール等は、自分の欲する相手と直接コミュニケーションを取ることが意識されており、その内容は第三者に知られない性質のものであること

(エ) 即時直接性

表現行為が即時かつ直接に相手先に伝達されること

イ 迷惑通信が、特定の者に対して送信する形態で行われる場合、これに対する対応

¹ これまで、総務省（旧郵政省）では、「迷惑電話対策研究会議報告書」（昭和55年1月）「電気通信事業における個人情報保護に関する研究会報告書」（平成3年10月）「情報通信の不適正利用と苦情対応の在り方に関する研究会報告書」（平成11年2月）等で迷惑電話への対応に関して議論を行ってきた。

を検討するに当たって、次のとおり2つのケースに分類することができる。

(ア) 通信内容が迷惑とされる場合

営利を目的とする電話（勧誘電話、セールス電話等）、営利を目的としない電話（無言電話、中傷電話、脅迫電話等）の双方について、その通信内容が不快であったり違法であるもの²

(イ) 通信方法が迷惑とされる場合

「夜中に何度も電話がかかってくる」、「勧誘電話を断ったのに、しつこく電話がかかってくる」、「全く知らない者から電子メールが着信して料金まで徴収される」といったものがあり、これらは、通信によって伝達される内容を別としても、通信の方法により受信者側の生活の平穏を害したり、電気通信ネットワークの輻輳を生じさせて電話をつながりにくくしたりするなどの迷惑・被害を生じさせているもの

(2) これまでの対応

迷惑通信に関しては、これまで主として受信者側が自衛策を講じることができるようなサービスを電気通信事業者が提供するという方法で対応が行われてきたほか、一部取引の適正化の観点からの法的規制も行われている。

ア いたずら電話、嫌がらせ電話等

無言電話、わいせつ電話、中傷電話など、いたずらや嫌がらせを目的とした迷惑電話は、電話が広く普及して以来、迷惑通信の問題として常に存在してきたものであるが、これら迷惑通信に対しては、電気通信事業者により提供される各種サービスによって一定の防止効果が得られている。

(ア) 迷惑電話おことわりサービス

NTT東日本・西日本では、単一の会社であった平成6年8月から、迷惑電話を直接受けずに、自動音声で応答する「迷惑電話おことわりサービス」の提供を行っている。これは、迷惑電話を受けた直後に、電話機から登録操作することにより、その後同じ電話番号からの着信に対して、自動的にメッセージで

² 個別の通信の内容については、憲法上の権利（表現の自由、通信の秘密）として保護され、原則として国がそれに介入し、規制すべきものではないことから、通信内容の迷惑性について対応策を検討する場合には、受信者側における選択を可能とするような技術的対応を中心とするなど、相当の配慮が必要である。一方、通信方法についての規則は、内容に関する規制ほど厳格に考えられる必要はないが、その場合であっても規制の必要性や他に取り得る手段の有無について十分な検討が必要である。

応答するもの³であり、特定の者からの迷惑通信にはかなりの効果が期待できる対策であるため、他事業者においても採用されている。しかし、通話の直後に登録する必要があること、発信者が電話番号を変更して架電してきた場合には再度登録する必要があること、登録数が最大30件と限られていること、有料サービスであること、被害者には相手方の情報が全くわからないといった限界もある。

(イ) 発信者番号通知サービス

NTT地域会社では、平成10年2月から、「発信者番号通知サービス」を提供している⁴。発信電話番号の表示には、当該サービス対応の電話機又はアダプタ等が必要になるが、電話に出る前に発信者を推察することが可能となること、非通知設定の電話には応答しないという判断も可能になること⁵から、迷惑通信への有効な対策となっている。なお、平成14年7月から、発信者番号とともに発信者名も通知する「発信者名通知サービス(ネーム・ディスプレイ)」も開始されている。

イ 悪質な勧誘電話

受信者を取引関係に引き込むことを目的とした勧誘電話については、商取引規制の観点から、平成8年に訪問販売法(現在の「特定商取引に関する法律」)が改正され、電話勧誘販売について、同法の規制の対象とし、書面交付義務、クーリング・オフ、勧誘行為の規制(不実告知、威迫・困惑行為の禁止)等を課すこととした。

(参考) その他の勧誘電話等による迷惑

上述の勧誘電話の他、「電話に出ると、あらかじめ録音された人の声か、機械により合成された勧誘等の音声が流れる」という勧誘電話に関する苦情も報告されている⁶。これは、顧客の電話番号等を入力した顧客情報データベースからコンピュータが自動発信し、電話に出た顧客のみに事前に録音した音声等を流しているものが多いと考えられる。こうした電話は欧米では広く規制の対象となっている(後述の2参照(15ページ以下))が、我が国では、現在のところ法的規制の対象とはなっていない。

³ 登録方法は、迷惑電話を受けた直後に、いったん電話を切り、受話器をあげて「144」に続けて、「2」をダイヤルする。登録後は、自動メッセージでの応答中、発信者に通話料が課金される。

⁴ 「通常通知」に設定している場合は、発信者が電話番号を通知したくないときには、相手の電話番号の前に「184」をつけてダイヤルすると、その通話に限り電話番号は通知されない。また、「通常非通知」に設定している場合は、相手の電話番号の前に「186」をつけてダイヤルすると、その通話に限り、電話番号が通知される。

⁵ 電話機の設定によっては、「非通知設定」でかけてきた電話の着信そのものを拒否することもできる。

⁶ 「電気通信と消費者保護に関する研究会報告書」(総務省(旧郵政省)平成7年8月)

いない。

ウ 迷惑メール

電子メールが普及する一方で、望まない相手からの大量の広告宣伝メールの受信が急増して個々の受信者の負担となるほか、他の電子メールの送受信も遅延するなどの事象も発生し、大きな社会問題となった。この状況を踏まえて、平成14年4月に「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（特定電子メール法）」が成立し、同年7月1日から施行されている。

同法は、その受信について同意している者等以外の者に対する広告・宣伝を目的とするメールの送信について、一定の表示義務、受信を拒否する旨の意思表示をした者に対する再送信の禁止（オプト・アウト）、大量の架空アドレスを生成するソフトウェアを用いた送信の禁止、違反者に対する総務大臣の措置命令⁷、

措置命令に従わなかった場合の罰則等を規定している。また、宛先として架空電子メールアドレスを含む大量のメールが送信された場合であって、電気通信役務の提供に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、第一種電気通信事業者は電気通信役務の提供を拒むことができるとされた。なお、平成14年4月19日に「特定商取引に関する法律」が改正され、通信販売、連鎖販売取引（いわゆるマルチ商法）、業務提供誘引販売取引（いわゆる内職商法・モニター商法）に係る宣伝・広告メールについては、同法によっても、表示義務、受信拒否の意思表示をした者に対する再送信の禁止等が定められている。

総務省では、特定電子メール法に基づき特定電子メール送信適正化業務を行う指定法人として、（財）日本データ通信協会を指定している。同協会では、迷惑メール相談センターを開設し、迷惑メール関連の情報を収集・調査すること等により、総務省とも連携しつつ迷惑メール問題の改善に取り組んでいるところである。

⁷ その他、総務大臣による報告聴取等も行い得ることとされている。

(3) 新たな迷惑通信(ワン切り)の発生

ア ワン切り問題の発生

(ア) 平成13年11月頃から、主として携帯電話端末の着信履歴表示機能を悪用し、呼出し音を1度だけ⁸鳴らしてから回線を切断して意図的に不完了呼(ワン切りの場合は、相手先の応答前に発信を取りやめることを指す)を発生させ、利用者に端末に表示された電話番号あてにコールバックさせることにより事前に録音したわいせつな音声等の番組を有料で聞かせるという迷惑電話(ワン切り(図1参照))に関して、電気通信事業者、総務省、国民生活センター等の相談窓口に対する苦情・相談が増加し、社会問題化しているところである。

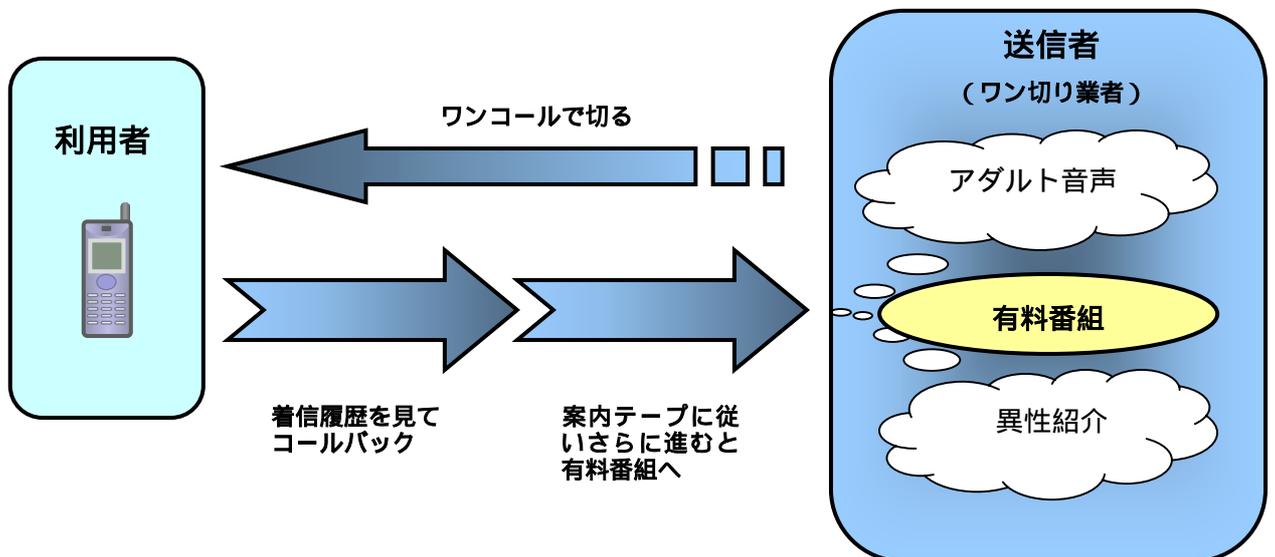


図1 ワン切りの仕組み

⁸ 最近では、2回鳴らして切る「ツー切り」や、利用者が電話を取るといきなり有料番組が流れる「ノン切り」といった形態の迷惑通信もあると報道されている。

(イ) 総務省（電気通信消費者相談センター）や首相官邸に寄せられた苦情・相談のうち、ワン切りに関する相談は以前にはほとんどなかったが、平成13年11月頃から極めて大幅に増加してきている⁹（図2参照）。

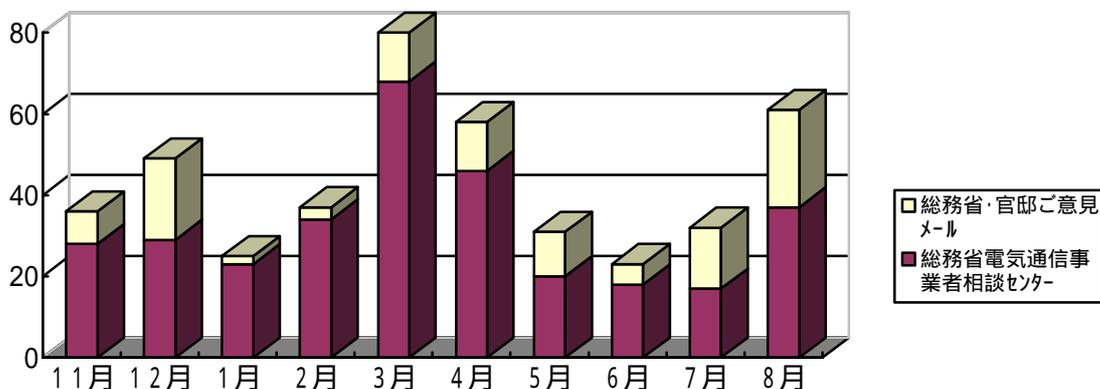


図2 総務省及び首相官邸に寄せられたワン切りに関する苦情・相談件数

一方、総務省が、電話・インターネット等の電気通信サービスに関心がある満20歳以上の1000人に対し、平成14年8月に実施した「電気通信サービスモニターアンケート」によると、「ワン切りはここ1年間増加傾向にある」との回答が55%、「ワン切りについて『非常に迷惑』又は『やや迷惑』と感じている」との回答が84%となっている（図3・図4参照）。

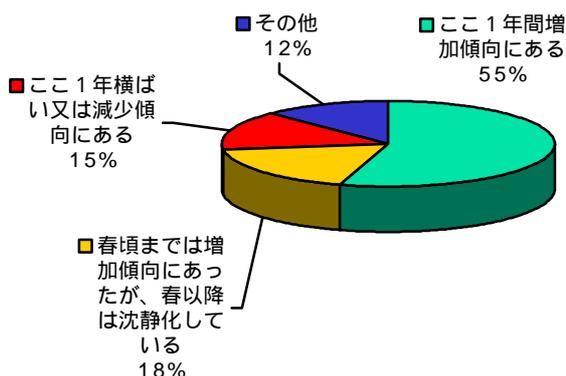


図3 ワン切りの増減についてどのように受け止めているか。

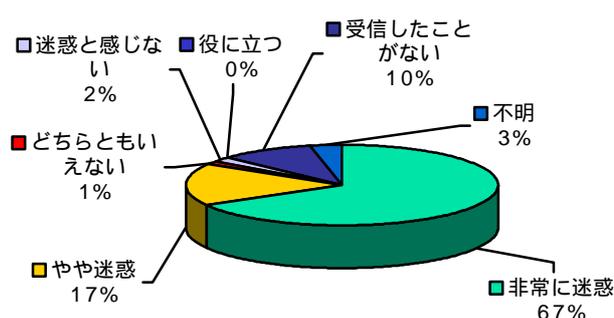


図4 ワン切りを迷惑と感じる度合いは。

⁹ また、移動体通信事業者に寄せられたワン切りに関する苦情・相談は、平成13年度が約10.4万件であり、平成14年度は4月から8月の間で約4万件に上っている。

また、ワン切りをどのように予防しているか（複数回答可）については、何らかの自衛策を講じているとの回答が24.5%（合計値）ある一方で、「予防策を知らない」との回答が46.4%など、ワン切りの予防策について、必ずしも広く知られていない結果となっている（図5参照）。さらに、ワン切りに対して、どのような対応を望むかについては（複数回答可）半数以上の方から、「現行法により悪質な業者を警察に取り締まってもらいたい」、「電気通信事業者による迷惑通信予防サービスを充実してもらいたい」、「新たな法を整備してもらいたい」といった回答が寄せられ、ワン切りについて、総合的な対応策を求める声が多い（図6参照）。

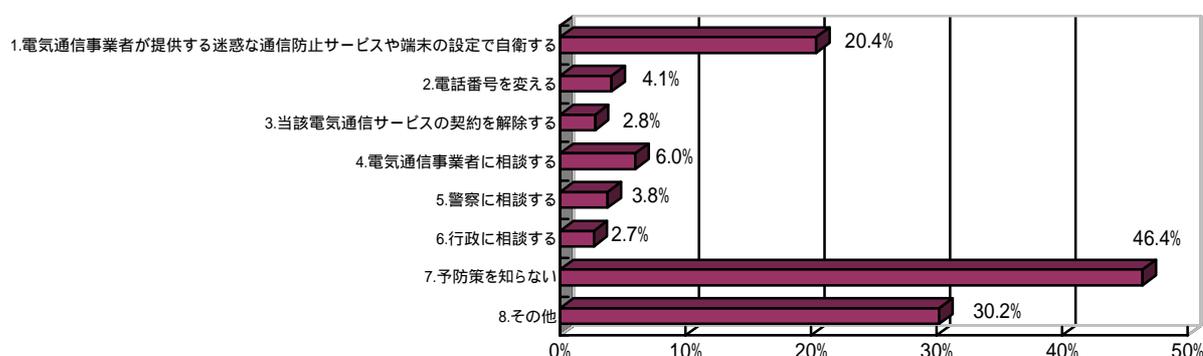


図5 ワン切りをどのように予防しているか。

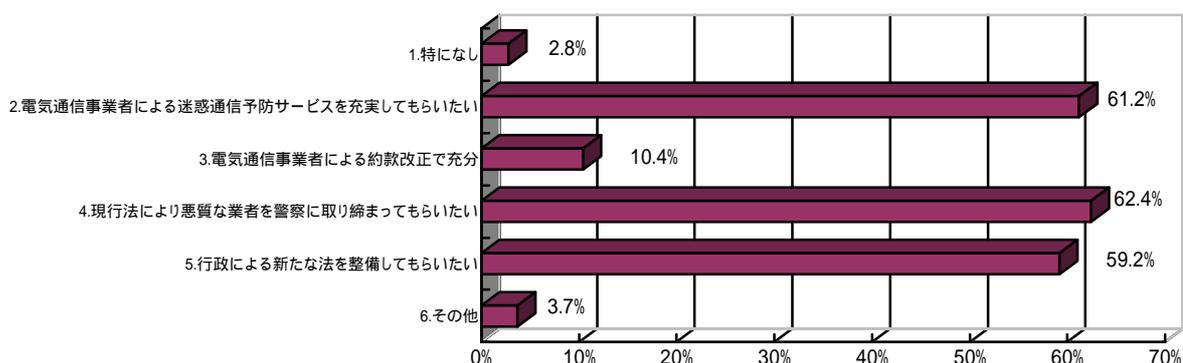


図6 ワン切りに関しどのような対応を望むか。

(ウ) 電気通信事業者に寄せられたワン切りに関する問合せの内容を見ると、「深夜の着信が非常に不愉快である」、「ワン切りそのものが来ないようにしてほしい」、「ワン切りの抑止を移動体通信事業者側でできないのか」、「具体的な対策はないのか」、「コールバックしてしまったが大丈夫か」、「業者から料金の請求が来たがどうすればよいか」といったものがあり、ワン切りを受信すること自体、その通信方法に関するものが相当数を占めることがわかる。

(I) 平成14年7月15日及び同月29日に、NTT西日本管内において、通信量の異常な増大により、中継交換機に輻輳（通信が一か所に込み合うこと）が発生し、大阪府下等の約500万回線の電話が一時利用しにくくなるという事態が生じた。

NTT西日本の調査により、原因は、一般的に通信量が最も多くなる時間帯であったことに加えて、特定の契約者回線から大量の不完了呼が発信されたことによるものであることが判明した。

(参考) ワン切りが電気通信ネットワーク障害を引き起こすメカニズム

一般に電話をかける場合には、まず、発信者が受話器をあげて発呼信号を流し、加入者交換機に接続する。加入者交換機は、発信者がダイヤルした電話番号から、受信者側の加入者交換機を識別し、受信者側の加入者交換機において、受信者に対し呼出信号を送出することにより、受信者側電話機のベルが鳴る。受信者が電話を取ると、電話機から応答信号が送られる。加入者交換機に接続された以降の作業はすべて共通線における信号のやりとりによって行われ、応答信号の発信により、発信者と受信者の加入者回線を接続するために交換機の通話路が形成され、初めて通話が可能となる仕組みである。

通常の呼、すなわち完了呼の場合にも上記の各信号が共通線を伝達されるが、通話が続く間は信号の伝達はないことから、各信号の処理に一定の間隔が開くことになる。

一方、意図的な不完了呼には、発信者側の加入者交換機からは、呼処理信号の送信のみ行われ、中継線を閉塞するわけではないため、加入者交換機レベルで呼の受付が拒否されることなく、信号中継交換機に対しいわば無制限に呼処理信号が送信されること、機械的な不完了呼が送信されると、数秒の間に呼出信号及び切断信号の処理を行わねばならず、完了呼のように通話中は信号が出されないといった間隔がないこと、不完了呼の量が大量であることから次々と処理されるべき信号が発信されること、といった特徴を有する。よって、大量の不完了呼が発信された場合には、加入者交換機からの呼を集約する中継交換機に大量の

呼処理信号が集中し、大規模な輻輳という事態が生じることとなる。

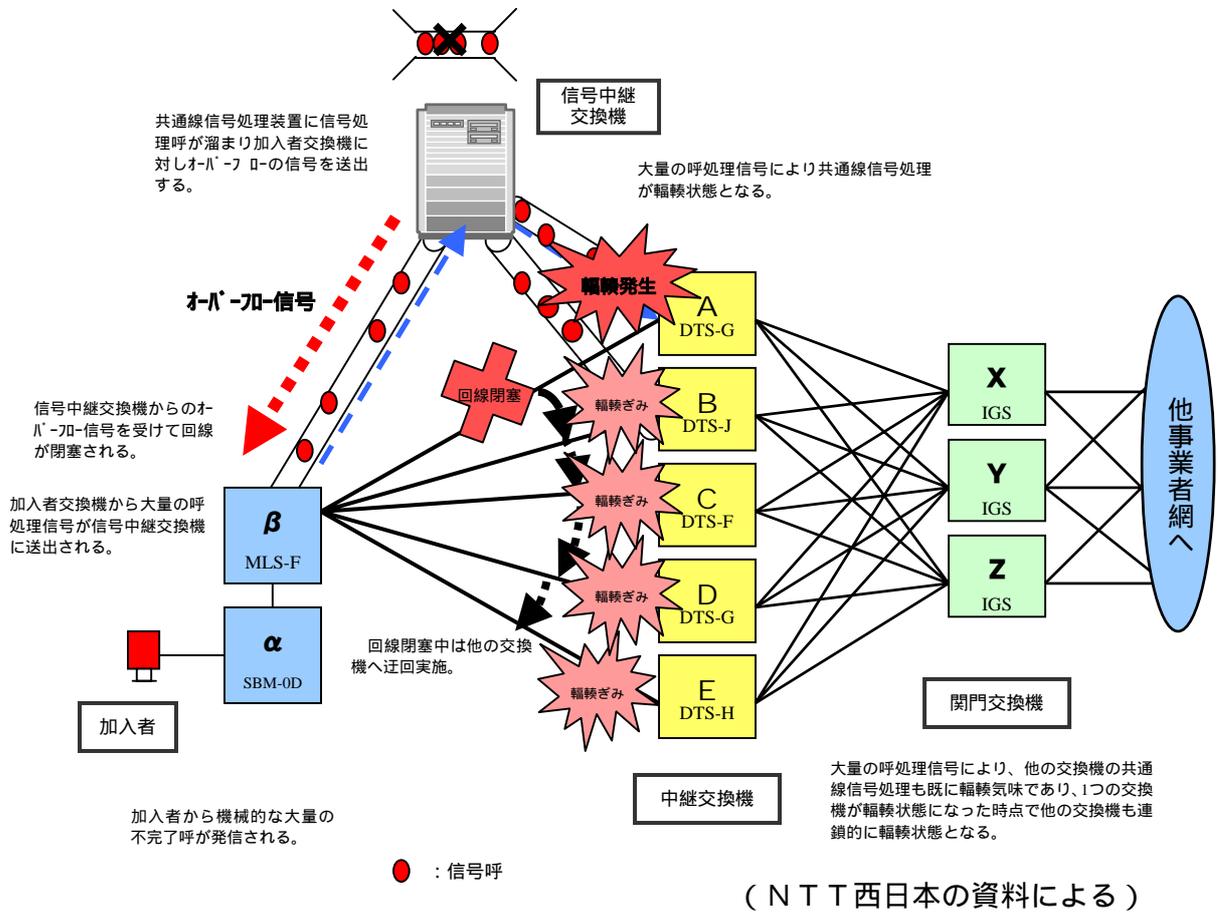


図7 平成14年7月に起きた大阪における輻輳のメカニズム

平成14年7月の大阪における輻輳は、中継交換機において、以下の過程を経て発生した。すなわち、ワン切り業者が発生させた大量の呼処理信号が、加入者交換機から信号中継交換機を経由して中継交換機Aに送出され、中継交換機Aの信号処理が輻輳状態となった。そのため、信号中継交換機が当該加入者交換機に対し、中継交換機Aに係るオーバーフロー信号を送出したため、加入者交換機と中継交換機Aとの間の回線が閉塞された。この際、自動的に他の中継交換機B、C等に迂回する措置が講じられるが、ワン切り業者からの大量の呼処理信号の送出により、既に他の中継交換機も輻輳ざみであったことから、さらなる呼処理を要求された他の中継交換機も次々と輻輳し、最終的には大阪府下の約500万回線を巻き込んで大規模な輻輳が生じることとなった。

イ ワン切りに関するこれまでの対応

(ア) 利用者へのワン切り対応策の周知

総務省や電気通信事業者において、政府広報、報道発表、ホームページ等を通じ、利用者側がワン切りの受信及びコールバックにより被害を受けないよう講ずるべき自衛策として以下のような点について周知を図っている。

- ・見覚えのない着信履歴にはコールバックしないこと
- ・コールバックせざるを得ない場合には、自分の電話番号情報が非通知になるようにして電話をすること
- ・一度かかってきたワン切りの電話番号については、着信音を鳴らさないように携帯電話等受信者の端末（以下、「受信者端末」という。）で設定すること
- ・コールバックしてしまった場合でも、音声サービスの提供を受けなければ料金が発生することはないので、万が一ワン切り業者から電話がかかっても、住所、氏名等の個人情報は絶対に教えないこと

なお、携帯電話が低年齢層から高齢層に至るまで広く普及していることから、受信者端末の機能の活用（指定番号着信拒否や着信音の工夫など）等を含め、これら利用者側の自衛策のわかりやすい周知を総務省や電気通信事業者において常に意識して行っていく必要がある。

(イ) NTT東西の契約約款の変更

平成14年8月1日、NTT東日本・西日本は、ワン切りによる輻輳への対策として、故意に多数の不完了呼を発生させた契約回線の利用停止等を盛り込んだ契約約款の変更に係る認可申請を行い、同月2日、総務大臣により認可された。

変更の主な内容としては、「電話サービス契約約款」及び「総合デジタル通信サービス契約約款」において、以下を規定することとした。

- ・特定の契約者回線から、故意に多数の不完了呼が発信され、輻輳が生じるおそれがある場合に、その契約回線の利用の停止
- ・当該契約者回線から同様の行為が繰り返される場合は、その契約者回線の契約を解除
- ・新たな契約に当たっては、その申込者が同様の行為を行うおそれがある場合には、その申込みを承諾しない

(ウ) 利用者の端末で設定可能な自衛策の導入

携帯電話・PHS端末には、指定番号着信拒否・許可の機能が概ね実装されているほか、ステップトーン（呼出音が徐々に大きくなる着信音）、着信の際鳴動していた時間を着信履歴に表示する、といった端末で設定可能な機能も一部機種

で活用可能となっている。これらはワン切りの着信による迷惑への自衛手段として有効であると考えられることから、移動体通信事業者において、当該機能の周知を図っている。

(4) 新たな迷惑通信への対応

ア 新たな迷惑通信の特徴

迷惑通信のうち、迷惑メール及びワン切りは、コンピュータ等を用いて、機械的かつ自動的に大量の発信行為が行われているものがほとんどであると考えられる。このように、近年新たに発生した迷惑通信は、手動での送信では起こりえないような大量の宛先不明メール又は不完了呼を処理するため、電気通信事業者のサーバ又は交換機等の電気通信設備に過度の負荷がかかり、正常な通信を阻害する可能性も高いこと、また、受信者に対し、見知らぬ相手から望まないメールや電話が着信することにより、広範な受信者の平穏な私的生活領域が侵害されるという点で問題である。

従来の迷惑通信(いたずら電話、嫌がらせ電話、悪質な勧誘電話等)は、の特徴は有するものの、の特徴を有するものはなく、迷惑メール及びワン切りといった新たな迷惑通信に固有の特徴ということができ、こうした観点から新たな対策が求められているものである。

また、ワン切りについては、これまで周知されてきた自衛策を講じたとしても、従来のいたずら電話のような、特定の者からのみ繰り返し電話がかかってくる形態の迷惑通信とは異なり、

- ・ワン切り業者は多数存在すると見られ、また同一の業者が番号を変更してワン切りをかけてくる可能性もある。このため、迷惑電話おことわりサービスや指定着信拒否機能などといった、これまでの迷惑通信への対応を目的としたサービスや機能では対応に限界がある
- ・ワン切り業者は、プログラム等により、数字を電話番号として利用可能なように自動的に組み合わせたりリストを作成するなどして、大量の発信行為を行っている場合があると考えられるため、こうした場合には利用者が自己の番号を変更しても対処できない

といった新たな問題点があり、現在提供されている迷惑通信の対応策では自衛には限界がある。

イ 新たな対応の必要性

電気通信は、国民生活にとって今や不可欠のものである。しかし、ワン切り等の新たな迷惑通信によって、交換機やサーバに輻輳が生じるなど、利用者一般の正常な通信が阻害され、ひいては電気通信サービスが利用できなくなるという危険が発生している。そのため、利用者は安心して必要なときにコミュニケーションを行えるという正当な利益の侵害に直面し、あるいはワン切りへの自衛手段として、受信者端末の電源を落としたり、指定番号着信許可機能を利用することなどから、真に必要な電話が受けられなくなる事態が生じるなど、国民の電気通信の利用に関して支障が生じる事態ともなっている。

新たな迷惑通信のうち、迷惑メールについては、平成14年の通常国会で「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」等が可決成立し、同法の円滑な施行や、電気通信事業者による技術の開発・導入等により、その対策が進められているところである。同様に、迷惑通信の新たな形態であるワン切りについても、制度的な対応方策やさらなる技術的な対応方策等を総合的に検討し、実施していくことが急務となっている。

2 諸外国における迷惑通信への対応

諸外国において、専らワン切りを対象にした法規制が行われている例は見あたらないが、迷惑通信への対応として「自動ダイヤリング・システム」(自動的に多数の電話番号を蓄積・生成し、電話をかける装置)を用いて自動音声等を聞かせるテレマーケティング等に対する規制の例が相当数見られる(資料1)。我が国においては、こうしたマーケティング手法に関する問題が顕在化している状況にはないが、機械的に番号を生成・蓄積した上で自動的に電話をかけるという点ではワン切りと類似しているといえる。また、ワン切り行為も規制可能である制度を導入している国もあるため、以下、これらの規制について概観する。

(1) 米国

自動電話ダイヤリング・システムを利用し、あらかじめ録音した勧誘メッセージ等を聞かせる形態のテレマーケティングに関して、FCC(連邦通信委員会)等に対して苦情を訴える消費者の数が相当数に上ったため、1991年11月に電話消費者保護法(The Telephone Consumer Protection Act)が制定され、米国通信法に第227条が新設された。この規制を創設する背景・理由としては、無制限なテレマーケティングは、プライバシー侵害となるおそれがあること、緊急電話回線や医療用通信がテレマーケティングに占有されると、公共安全に対する危険となるおそれがあること、消費者がこうした電話を回避する技術は一般的に利用可能でないか、高額であるか、実効的である見込みがないか、消費者に余計な負担を課すものであること等が挙げられている¹⁰。

自動電話ダイヤリング・システムを使ったテレマーケティングでは、多くの場合、合成音声あるいは事前に録音された音声が使用されるため、米国通信法第227条においては以下の規定を置いている¹¹。

緊急目的のためになされる通話又は被呼者が事前に明示の同意を行っている通話を除き、合成音声若しくは録音音声を使って緊急用電話回線、病院、保健施設、老人ホーム等に対して通話を行うことを禁止

通話が緊急目的のために発信される場合等を除いて、被呼者による事前の明

¹⁰ このほか、制定当時の理由としては、テレマーケティングに関し、3万以上の事業者、30万人以上の勧誘員により毎日1800万人を超える相手方に電話をしており、1990年に4350億ドル(約56兆円)の市場規模で、過去6年間に4倍増加しているという実態、多くの消費者は家庭への自動ダイヤル電話や事前に登録したメッセージを聞かせる電話を迷惑と考えていること等が挙げられている。

¹¹ 平成14年10月現在、FCCより電話消費者保護法及びFCCルール改正の必要性についてパブリックコメントが求められており、IT技術の進展に従ったオートダイヤラーの定義変更の是非や、勧誘電話の受信を望まない利用者によるDo-Not-Callリストの有効性等について検討されている(11月18日コメント期限)。

示の同意なしに、メッセージを伝達するために、合成音声又は録音音声を使用して、住宅電話回線に対して電話通話を発信することを禁止

なお、第 2 2 7 条は米国各州がより制約的な州内要件若しくは規制を州法等によって課すること、又は自動ダイヤル装置の使用等を禁止することを妨げないとして、いることから（第 2 2 7 条(e)項）、各州でも自動ダイヤル装置等を用いた電話勧誘行為について様々な規制を設けており、アメリカ 5 0 州 1 特別区のうち 8 割以上で規制されている（資料 2・資料 3）。

(2) 欧州

EU 指令においても自動ダイヤル装置の規制が盛り込まれており、電気通信分野プライバシー指令及び遠隔地契約指令に具体的規定がある。電気通信分野プライバシー指令は、ダイレクトマーケティング（DM）分野について、事前に同意を与えている利用者に対してのみ自動ダイヤル装置の使用を認める旨を規定している。遠隔地契約指令も、自動ダイヤル装置を用いた電話又はファクシミリを利用する場合には、消費者の事前の同意を必要とする規定を定めている（いずれもオプト・イン）。

¹²

上記の指令を受けて、各加盟国は、以下のような規制を設けている。

ア 英国

1 9 9 9 年電気通信（データ保護及びプライバシー）規則第 2 2 条で、ダイレクトマーケティング目的では、自動ダイヤル装置を用いて公衆電気通信サービスを使用し、又は使用させてはならないとの規制を設けており（ただし、契約者の事前の同意がある場合を除く（オプト・イン））、違反者には 5 0 0 0 ポンド以下の罰金を科している。¹³

イ ドイツ

不正競争防止法第 1 条¹⁴及びその解釈を示した最高裁判所の判例に基づき原則禁止されており、消費者団体の差し止め請求権を認めている。このため、本件について上記 EU 指令の国内法制化は行われていない。

¹² なお、プライバシー指令の規制対象を DM に限っている理由としては、目的を限定せず一般に規制することについては政治活動の自由や信教の自由との関係で配慮を行う必要があったためとされている（当省調査による）。

¹³ なお、自動ダイヤル装置を使用しない DM についてはオプトアウト規制が行われている。

¹⁴ 不正競争防止法第 1 条「業務上の取引において競争の目的をもって善良の風俗に反する行為をなす者に対しては、差止め及び損害賠償を請求することができる。」

ウ フランス

郵便電気通信法典において、自動ダイヤル装置を用いた電話又はファクシミリ装置によるダイレクトマーケティングの実施についてオプト・イン規制を設けている（2001年7月規定追加）。なお、消費者法典においても、電話勧誘に関する同様の規制が規定されている。

3 今後の対応

以下では、新たな迷惑通信のうち、現在社会問題化しており早急な対処が求められているワン切りに絞ってその対応策を検討する。まず、検討の方向性について整理した上で、当面考えられる対応策を述べていくこととする。

(1) 検討の方向性

ア 対象となる通信

これまで見てきたとおり、一般的にワン切り行為は、機械的に不特定多数の受信者に対して発信行為を行い、着信後即時に発信者側から回線を切断するようなプログラムを実装したコンピュータを回線と接続して行うものである。すなわち、ワン切りとして捉えられる発信行為は、機械を用いて多数の者に自動的に発信するものであること、通話を目的とせず電話をかけるものであること、着信履歴を残すことを目的としていることの3点が要件となったものといえることができる。

ワン切りは営業に関する広告又は宣伝のため、できる限り多数の者に対して安価に発信することを意図して行われるものであることから、機械的発信という特徴が現れるものである。また、ワン切りを行う者は、自らの費用負担をできる限りゼロに近付けるため、現行の課金制度を逆手にとって、課金を免れるべく意図的に不完了呼を生じさせるものであることから、通話を目的としないという特徴が現れる。さらに、ワン切りを行う者は、端末に残された通信履歴を見た受信者がワン切りとは知らずかけ直すという誤導的な効果を狙って通信履歴を残すものであることから、機械的発信の特徴が現れるものである。¹⁵

イ 対応策の検討の考え方

効果的なワン切り行為への対策を講ずるためには、一つの措置で十分ということではなく、電気通信ネットワークの各段階で考えられる措置を総合的に講じる必要がある。このため、以下では想定される対応策を可能な限り提示するが、実効性を勘案した上で可能なものから速やかに導入していくことが必要である。

¹⁵ 検討の対象を以上の要件をいずれも満たす発信行為とした場合には、機械を用いない不完了呼の発信（例えば仲間同士で合図等の手段として不完了呼の発信を行う行為）については通常を満たさないことから除外される。また、機械を用いて通話を行うことを目的とする通信（例えばテレマーケティング業に携わる者が機械を用いて勧誘電話を発信する行為）については通常を満たさないことから除外される。さらに、顧客データベースに含まれる電話番号が使用されているかを確認するため、機械的に発呼を行い、受信者端末には着信することなく交換機の応答の有無を調べる電話番号クリーニングについては通常を満たさないことから対象から除外されることとなる（なお、当該行為の当・不当の検討は本研究会の目的から外れるため、詳細な検討は行わないものである。）

以下では、まず、事業者側の対応について検討する。次いで、ワン切りへの制度的対応方策について検討することとする。

ウ 留意事項

IT分野の急速な技術進歩やワン切り業者等の巧妙に法をすりぬけようとする事業展開を勘案すれば、規制対象とする行為をワン切りに限定せず、迷惑通信全般を対応策の検討対象として予め想定される迷惑通信について規制を加え、「いたちごっこ」を出来る限り事前に避けるべきとの考えもあり得る。しかしながら、一方で通信の自由、利用者の創意工夫による多彩な電気通信利用の発展を尊重する観点からは、新たな利用形態について事前に発信規制を行って芽をつむことは適当でないと考えられる。したがって、ひとまずは送り手の自由に委ね、迷惑通信により受信側の不都合が生じ何らかの対策を行うべき社会的必要性が発生した場合には速やかに対策を講じることが適切である。このため、本節では基本的にワン切りへの対応策について検討するが、ワン切り以外の迷惑通信への対策については、今後とも適時適切な検討を行っていくことが必要である。¹⁶

(2) 考えられる対応方策

ア 発信側に着目した契約約款等による措置

ワン切りにより発信側に生じている重大な問題としては、電気通信ネットワークの輻輳がある。NTT東日本・西日本では、ワン切りによる輻輳を避けるため電気通信ネットワークの通信量を監視し、必要な場合には利用中止等の措置を講じているが、こうした措置をより効率的、効果的に行っていく必要がある。

このため、電気通信事業者において、機械的不完了呼を生じさせる機器を回線に接続しようとする利用者¹⁷に対して事前の報告を求めること等により、機械的不完了呼を生じさせるおそれの高い加入者回線を把握する方策が考えられる¹⁸。こう

¹⁶ 今般社会問題化しているワン切りは、上記のとおり、コンピュータを活用した電話の利用を前提としているが、今後、IP化に伴い定額制の電話サービスが普及すれば、ワン切りに限らず機械的な大量発信行為が行いやすくなり、これによる電気通信ネットワークの障害もより発生しやすくなることが想定される。今後、迷惑通信に対するさらなる対応策を検討する場合には、かかる電気通信ネットワーク障害防止の観点も踏まえ、十分な検討を行う必要がある。

¹⁷ ワン切りの他にも電話番号クリーニングを行う者や人気イベントのチケットを大量に獲得する目的で特定の電話番号に装置等を用いて繰り返し電話をかけるチケットゲッターといわれる者が構造的に大量の不完了呼を発生させる利用者として挙げられる。

¹⁸ 今回の検討の対象とされる機械的不完了呼に対して、発信側において不完了呼による輻輳を回避する観点からの技術的に対応する方法として、発信者に対して電気通信役務を提供している電気通信事業者において発信呼数をカウントし、不完了呼の数あるいは発信間隔が電気通信設備に危険を生じさせるような一定の閾値を超えた時点で自動的に回線を停止する機能を加入者交換機に付加することが考えられる。

することで、輻輳を生じさせるおそれの高い機器の接続を拒否することが可能となる上、輻輳が発生することを避ける観点から、その利用者の利用に関し一定の制約を契約の上で定めることも公平な取扱いに反しない限りは可能であろう。さらに、仮に輻輳の危険が生じた場合に、原因となっている機械的不完了呼を発生している回線を速やかに割り出すことが可能となり、すべての回線をモニターする必要性も薄れることから、コストが幅広い受信者に転嫁されることも避けられよう。¹⁹

したがって、発信側の電気通信事業者側の措置として、上述の点を約款等に盛り込むことを検討する必要がある。なお、その際には、報告を行った者から回線の継続的なモニター等に要する費用相当額を料金として徴収することも考えられるが、この点については料金水準が妥当であるか、多様な電気通信の利用の発展を阻害しないかといった点について十分に検討することが望まれる。²⁰

イ 着信側に着目した契約約款等による措置

着信側に着目した技術的な対応としては、受信者がワン切りを受信することにより迷惑あるいは苦痛を感じたりしていることにかんがみ、受信者側の希望でその受信に伴う不都合を回避することができるよう対応することが望まれる。

(ア) 受信者端末による技術的対応

受信者端末の機能として、短時間の着信の場合には、着信音を鳴らさないようにしたり、着信保留時間を端末の画面上に明示したりする機能が加えられるようになってきており、受信そのものによる平穏な生活の妨害に対する防御策としては有効であると考えられる。今後、こういった機能をさらに拡充するとともに利

しかしながら、すべての加入者回線について、発信呼数をカウントして一定の閾値を超えた場合に切断する機能を交換機に付加する場合には、膨大なコストが生じることが予想されるだけでなく、輻輳の危険性が機械的不完了呼だけではなく複数の原因が相まって生じているような場合に、その閾値をどのようにして定めるかという困難な問題が生じる。したがって、ワン切り対策としては、このような対応は現実的とはいえない。

¹⁹ この方策に関しては、報告があったときにいかなる場合にサービスの提供を拒否することができるかが問題となる。電気通信事業者が恣意的に可否を判断する場合には、電気通信事業法第7条に定める利用の公平に反するおそれがあり、また、第一種電気通信事業者が、正当な理由なく恣意的にサービスの提供を拒む場合には、同法第34条違反の問題も生じてくることになる。しかしながら、逆にいかなる場合も拒むことができないとすると、輻輳を生じさせる危険性の高い機器であることが明白である場合にもサービスを提供せざるを得ないということになり、妥当ではない。同法第34条にいう「正当な理由」は、自己の電気通信ネットワークを保全するために必要やむを得ない事由があるような場合に役務提供を拒否することができることも含んでいると解され、この範囲で電気通信事業者が約款に基づき役務提供を拒否しても、電気通信事業法との抵触の問題は生じないと解される。

²⁰ また、報告を受けた場合の取扱いに関しては、受信者の迷惑防止の観点から、ワン切りのように受信者端末に発信者番号を着信させる種類の不完全呼を生じさせる場合とそれ以外の場合とを区別して扱うことが相当であろう。

ユーザーに対して周知することが必要である。また、すべての利用者が自らの受信者端末の機能を理解して使いこなすのは困難であることから、より簡便な操作方法が実装されることも望まれる。

(イ) 約款等による対応

受信者に対して電気通信役務を提供している電気通信事業者において、受信者からのワン切り一般について受信を拒否するとの意思表示に基き、ワン切りを発信している蓋然性が高い回線からの呼について交換機で受信するなどの方法によりブロックする方法が考えられる。この方法によれば各受信者がブロックすべき電話番号を設定しなくても、ワン切りの受信を防止することができるので、一定の効果が期待できることから、その導入について検討していく必要がある。

この方法では、いかなる方法によって受信ブロックの対象となる回線を特定するのかという問題が生じる。この点については、例えば、一定の数を超える受信者からワン切りに利用されている番号である旨の申告があった電話番号についてブロックするという方策が考えられよう。また、ワン切り以外の呼までブロックする扱いにならないよう、ブロックする番号の公正さをどのようにして確保するかも問題となるが、ブロックすべきとされる番号を公表して当該番号の利用者からの反論の機会を与えることや、その公正さを調査する第三者機関の設置などを検討していく必要がある。²¹

ウ ワン切りに対する課金

現状では、不完了呼については課金されない制度となっているため、ワン切り業者は、それを逆手にとってコールバックがなされることを期待して不完了呼を大量発信しているものである。このため、不完了呼について課金をすることとし、発信行為に現在以上のコストを要するにすれば、ワン切りを行う者の事業が採算ベースに乗らず成り立たなくなるとも考えられる。

具体的には、受信者から発信者の電話番号を指定して求めがあった場合に、受信側の交換機において、受信者の端末まで信号が到達する前に交換機側で着信の措置をとることが考えられ、この方策は既に一部の移動体電気通信事業者において10月中にも導入が予定されているところである。ワン切り対策として一定の効果が見込まれるため、実際の効果を見つつ他の事業者においても採用する方向で検討することが望まれる。²²

²¹ 受信者に対して電気通信役務を提供している電気通信事業者において、通信記録を機械的に解析して回線を特定するという方法も考えられるが、通信の秘密の保護との関係で慎重な検討を要する。

²² なお、発信側の交換機において発信呼数をカウントし、不完了呼が一定量以上になった場合には不完了

エ 制度的対応

以上の措置により、ワン切り行為による電気通信ネットワークの輻輳や受信者側に生じる迷惑に対して抑止効果が期待される。

一方で、これらの措置に一定の限界があることも指摘できる。すなわち、受信者側の端末や電気通信ネットワークでブロックする方策では、個々の受信者のニーズにきめ細かく対応することが可能ではあるが、ワン切りのように多くの事業者が存在すると見られ、また、当該事業者の使用する電話番号が頻繁に変更される場合には、効果が限定的とならざるを得ない。また、発信者側での措置についても、すべての発信者をもれなくモニターしていくことは、実際上困難であり、ワン切りを発信すること自体を止めさせることはできないであろう。ワン切り行為は、社会・経済のインフラである電気通信ネットワークに対して障害が発生する危険性を生じさせ得る点については特に悪質であると考えられ、ワン切りを対象とした新たな制度的対応を行うことについても検討する必要がある。

(ア) 端末設備等規則の改正

現行の端末設備等規則第11条第3号及び第34条の3第2号においては、同一の相手方に対して3分間に2回(あるいは連続15回)を超えて自動再発信をする機能を有してはならないとされ、これに違反した場合には、電気通信事業者は接続を拒否することができることとされている(電気通信事業法第49条)。ワン切りは1回ごとに異なる相手方に対して発信されるものであることから、ワン切りによる大量発信を回避するためには、この端末設備等規則を改正して、異なった相手方に対して一定以上の大量発信を行う機能を有する機器についても規制の対象とすることが考えられ、この点に関し検討することが必要である。

なお、一般に端末設備等規則の改正にはWTO通報等の手続が必要であって一定の期間を要する他、当該規則改正が実効的に適用されるのは、改正規則の施行後に製造された端末設備のみであるため、規制の効果が生じるまでに一定の時間を要すると考えられるが、不完了呼による電気通信ネットワークの輻輳に対する中期的な対策としては一定の効果があると考えられる。

(イ) 有線電気通信法の解釈の明確化

呼に対して課金を行うという措置を取ることも考えられる。しかしこのような措置に対しては、仮に課金の根拠が設備に対して負荷をかけていることであると整理するとしても、国際的にも不完了呼に対して課金を行うことが一般的とはいえない現状のもとで幅広い理解が得られるか疑問であること、課金を行うための設備投資がかさむこと等の問題点があり、直ちに導入することは困難であろう。

有線電気通信法第13条には有線電気通信妨害罪²³が規定されており、有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者について罰則を課しているため、ワン切り発信を大量に行い、電気通信ネットワークの機能を低下させる行為について、同条の適用があるかどうか問題となる。同罪は故意犯であるために、これが成立するためには、行為者において、自己の行為が有線電気通信設備の機能に障害を与えて通信の妨害のおそれを生じさせるものであることを認識して行う必要がある。また、現行条文の規定がワン切りにより大量の不完了呼を発信する行為についても適用されるか否かは文言上必ずしも明確でないともいえる。

ワン切りで大量の不完了呼の発信を行うことは通常の電話利用の方法ではあり得ないものであり、未必的にではあれ自己の行為が有線電気通信設備の機能に障害を与えることの認識を有していると判断される場合もあると考えられる。また、大量の不完了呼を発信する行為であっても電気通信ネットワークの機能障害を引き起こすような行為であれば「その他有線電気通信設備の機能に障害を与え」た場合に該当するものと解される。したがって、ワン切りによって電気通信ネットワークに輻輳の危険性を生じさせたときであって、未必的であっても電気通信ネットワークの機能障害についての認識を有している場合については故意が認められ、現行の有線電気通信法第13条を適用することが可能であると考えられる。

以上のことをより明確化するために、同条の実行行為の類型としてワン切り行為が含まれることを条文の文言上明らかにし、適用を容易にすることも考えられよう。ただし、こうした措置を行ったとしても、ワン切りにより輻輳を生じさせても、自己の行為が「機能に障害を与え」る行為であるとの認識（故意）まで認められない場合も想定され、ワン切りによる電気通信ネットワークの輻輳のすべてについて同条の適用があると考えるのは困難であろう。²⁴

(ウ) 役務提供義務の明確化

いったんワン切り行為によって電気通信ネットワークの輻輳のおそれを生じさせた者について、そのおそれが除去されていないような場合には、再度輻輳のおそれを生じさせる蓋然性が高いといえる。そのような場合には電気通信役務の

²³ 有線電気通信法第13条

有線電気通信設備を損壊し、これに物品を接触し、その他有線電気通信設備の機能に障害を与えて有線電気通信を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

²⁴ なお、ワン切りと外形的に同様の行為によりサイバーテロとして電気通信設備に障害を与える場合には、有線電気通信妨害罪が成立すると考えられる（法定刑は五年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。

提供を拒否しても正当な理由がある場合として許容されると解される。したがって、そのような利用者については、契約が存続している間であっても、輻輳を生じさせるおそれが除去されていないと認められることを理由として電気通信役務の提供を拒んでも、電気通信事業法第34条にいう「正当な理由」に該当し、役務の提供義務が免除される場合として許容されると解されよう。さらに、いったん契約関係が消滅した後に再度契約の申込みを受けた場合であっても、以前に輻輳のおそれを生じさせ、そのおそれが除去されていないと認められるような場合には、契約締結を拒否しても、同様に正当な理由がある場合として許容されると解されよう。

平成14年7月末の大阪での輻輳の発生を受け、NTT東日本・西日本等においてこうした内容を含む約款を定めているところであるが、当該約款の適法性を担保するとともに、他の発信側の第一種電気通信事業者が自主的に適切な措置を講じることを容易にするため、法律において上記の趣旨を明文上規定することを検討する必要がある。ただし、このような規定を設けたとしてもあくまで電気通信事業者による自主的な措置を後押しするだけの効果にとどまるものであり、ワン切りの抑止という点での実効性には限界があると考えられる。

(I) ワン切り行為そのものに対する規制の新設

以上述べてきた措置は、ワン切りによる電気通信ネットワークの障害を避けるためにそれぞれ一定の効果があると考えられるが、各項で述べたとおりそれぞれその効果には限界があり、これらの措置だけでは抜本的な対策とはならないといえる。このため、ワン切りの発信に対して直接の法的規制を加える措置について検討を進める必要がある。

ワン切りに対して規制を行うことは、ワン切り業者の電気通信の利用あるいは営業活動に対して一定の制約を課すものではある。しかし、ワン切りはこれを受けた受信者が有料番組の電話番号と知らずに電話をかけてくることを期待して行われており、いわば受信者を誤導する行為である。このため、対立利益との関係では、場合によってこれを禁止するような措置を講じたとしても問題が少ないものと考えられる。

ワン切りにより、それを受信した個々の受信者の生活の平穏が害されるだけでなく、このような誤導的な行為が電気通信を用いて広く行われると、国民は常に用心しながら電気通信を利用しなければならないことになる。さらに、特に問題となるのは、ワン切り行為によって不完了呼の大量発信が行われる場合には、電気通信ネットワークに過度の負荷をかけ、輻輳の危険を生じさせることがあるという点である。すなわち、国民生活にとって不可欠のインフラである電気通信ネ

ネットワークの安全と円滑な運用を維持する上で、ワン切りは大きな脅威となり得ると考えられる。

以上の観点から、ワン切りのために不完了呼を発信する行為について規制を加え、一定の場合に罰則を課すことについても検討する必要がある。その際には、規制が通信の利用のあり方に関わる問題であることから、行き過ぎた規制になることを避ける必要があり、現在問題が顕在化しているワン切りに限定して規制を行うようにすることが必要である。また、営利事業を営む者以外の者が行うワン切りについては、典型的に電気通信ネットワークに対する脅威となり得るものではないと考えられるし、他の保護法益との関係で微妙な問題を含むことになるので、規制の対象から外すことが相当であろう。²⁵

以上を踏まえつつ、ワン切りに関する規制を設けることについて検討する必要がある。具体的な内容としては、規制されるべき主体としては、営利事業を営む者を対象とし、あらかじめ同意を得ていない相手方に対し、通話の開始を目的とせず多数の者に対して自動的に電話をかけることを可能とする装置を用いるなど、通信の妨害の危険を生じさせるおそれのある方法で電話をかけて多数の相手方に電話番号を受信させる行為について規制の対象とし、一定の罰則を課すという方法が考えられる。このような規制を設けることにより、機能の障害やそれに対する認識を欠く場合など有線電気通信妨害罪を適用することが困難な場合であっても、ワン切りによる通信妨害について措置することが可能となり、ワン切りに対する抑止効果がもたらされるであろう。

²⁵ 他方、ワン切りによって生じる問題は、ワン切りを行う業者の業種や業態によって変わるものではないので、営利事業を営む者が行う行為については、業者の業種や業態を問わず規制の対象とする必要があると考えられる。

おわりに

本研究会は、1ヶ月強の限られた時間の中で、社会問題化しているワン切りについて、取り得る対応策の検討を行ったものであり、今後本研究会の検討成果が関係者の取組に速やかに生かされることを期待するものである。

また、ワン切りの問題は国民生活の基礎的なインフラたる電気通信ネットワークに障害を発生させたことから、特に大きな社会問題としてクローズアップされたものである。電気通信ネットワークへの脅威となる事象はワン切りに限らず多様なものがあり、こうした事象から電気通信ネットワークを保護していくことは、今後の高度情報通信ネットワーク社会の発展を図る上で極めて重要である。本研究会では時間の制約もありこうした検討を行うことはできなかったが、今後、別の場において総合的な検討が進められることを望むものである。

資 料

資料 1 諸外国における自動ダイヤル装置に関する規制

資料 2 米国各州における自動ダイヤル規制の概要

資料 3 米国州法による自動ダイヤル規制の態様

資料 4 諸外国の関係法令

- ・米 国「通信法」
- ・カナダ「全電気通信サービス事業者を対象としたテレマーケティング制限」
- ・E U「1997年遠隔地契約指令(97/7/EC)」
「2002年電気通信プライバシー指令
(2002/58/EC)」
- ・英 国「1999年電気通信(データ保護及びプライバシー)
規制」
「公衆電気通信事業者免許条件」
- ・仏 国「郵便・電気通信法典」
「消費者法典」

資料 1

諸外国における自動ダイヤル装置に関する規制

諸外国における自動ダイヤル装置に関する規制

	法令名	成立年月	所管 省庁	規制の対象となる機器	規制の内容	罰則等
米国	連邦通信法 第 227 条 [47 U.S.C. 227]	1991 年 11 月 (当該部分に ついて)	FCC	【自動電話ダイヤル装置】 (A)無作為または連続の番号発生機を使用して被呼者の電話番号を蓄積/生成するもの、かつ (B)当該番号をダイヤルするもの "automatic telephone dialing system" means equipment which has the capacity (A) to store or produce telephone numbers to be called, using a random or sequential number generator; and (B) to dial such numbers 【ファクシミリ機】 (定義略)	(1) 緊急用電話回線、病院・保育施設等、及びセルラー電話など被呼者が課金されるサービスにつき、自動電話ダイヤル装置又は合成音声・録音音声の使用を禁止（緊急目的及び被呼者の事前同意ある場合を除く。）[Opt-in] (2) 住宅電話回線に対し、事前の同意なしに合成音声又は録音音声を使用した発信を禁止（緊急目的及び FCC 規則・命令により禁止が解除される場合*を除く）[Opt-in] * 電話勧誘に関し、プライバシー権に悪影響を及ぼさず、かつ望まない広告(unsolicited advertisements)の伝達を含まないものについて定めることとされている。なお、電話勧誘については、例えば発呼者と被呼者とのビジネス関係が事前に成立している場合等につき適用除外とされている。	○連邦法違反に対し、1 万ドル以下の罰金若しくは 2 年を超えない期間の拘禁（501 条） ○FCC ルール違反に対し、500 ドルを超えない罰金（502 条） ○ いかなる者又は機関も、州法又は州裁判所の規則により認められている場合は、所轄の州裁判所に次の訴訟を提起することが可能。 (A) 本条項違反を根拠として当該違反を差し止める訴訟 (B)違反から生じた現実的金銭的損失額又は 500 ドル(当該違反による損失分)のうちいずれか大きい額を回復・受償するための訴訟 (C)上記の双方 ※ なお、被告が故意又は悪意で違反したと裁判所が認定した場合には、上記(B)の求償額の 3 倍以内まで賠償額を引き上げ可能
カナダ	CRTC 決定 94-10~(対等令 前次拡大) CRTC 命令 2001-193	1994 年 6 月 2001 年 3 月	CRTC (ラジオ テレビ電 気通信委 員会)	【自動ダイヤル広告装置】 架電する電話番号を蓄積/生成し、単独若しくは他の装置と一緒に使うことで録音又は合成音声メッセージを架電先の電話番号に伝える自動装置 Automatic Dialing and Announcing Device (ADAD) ...any automatic equipment which stores or produces telephone numbers to be called, used alone or with other equipment to convey a prerecorded or synthesized voice message to the telephone number called	(1) 勧誘目的で ADAD を用いた望まない通話(unsolicited calls)を行うことは禁止。 (2) 勧誘目的以外（公的サービスや緊急目的、市場調査等）は許容。但し、利用可能時間、発信者情報の明示義務、病院等への発信禁止、連続番号の発信禁止、受信者が電話を切った後 10 秒以内の回線切断努力義務等の要件あり。	○ 上記違反に対し、電気通信事業者からの通告後 2 日間、当該回線における電話サービス提供停止
EU	遠隔地契約指令 第 10 条	1997 年 3 月	域内市場 総局	【自動架電装置】 人手を介さない自動化された架電装置 automated calling systems without human intervention (automatic calling machines) 【ファクシミリ機】(定義なし)	○上記の手段を用いる場合には、消費者の事前の同意を必要とする。 [Opt-in]	
	電気通信分野ブ ライバシー指令 第 13 条	1997 年 12 月 (2002 年 7 月 改正)	情報社会 総局	【自動架電装置】 人手を介さない自動化された架電装置 automated calling systems without human intervention (automatic calling machines) 【ファクシミリ機】(定義なし)	○ダイレクトマーケティング目的で、人手を介さない自動架電装置、ファクシミリ機を使用することは、事前に同意を与えている利用者に限り認められる。[Opt-in]	

英国	1999年電気通信(データ保護及びプライバシー)規則第22条	1999年7月	OFTEL	【自動架電装置】 自動架電装置(作動時において人手を介さず発呼を行う装置) automated calling systems (that is to say, a system which, when activated, operates to make calls without human intervention)	○ダイレクトマーケティング目的の通話を行うため、自動架電装置を用いて公衆電気通信サービスを使用し、又は使用させてはならない。また電気通信サービス契約者は他人に同様の方法で自己の回線を使用させるのを許してはならない。 但し、契約者が事前に、発信者に対しそうした通話を受信することにつき同意していた場合を除く。[Opt-in] ※自動架電装置を使用しないDMについてはOpt-out規定あり	○違反者には5000ポンド以下の罰金
	公衆電気通信事業者免許要件第17条 ※自営電気通信網設備免許条件(SPL)等に互換性の規定あり。	2002年1月	OFTEL	【自動架電装置】 (a)当該装置に記録された指示に従い自動的に複数の宛先に対して通話発信する機能を有し、かつ、(b)宛先の全部/一部の受信者に対し、人の生の声でない音声又はファクシミリ送受信器を送信する機能を有するもの (a) ...capable of automatically initiating a sequence of calls to each of more than one destination in accordance with instructions stored in the Applicable Systems or telecommunication apparatus comprised in them and (b) are capable of transmitting, for reception by persons at some or all of the destinations so called: i) sounds which are not live speech; or ii) sounds which are for the purpose of the transmission or reception of facsimile messages 【ファクシミリ】(定義なし)	○免許人は、OFTEL長官が特に定めた場合を除き、以下を確保する - 左記装置を用いて録音された内容からなるメッセージ等を発信又は伝送する場合には、免許人又は当該通話の受信につき同意をしている者により運営される電気通信設備であって、当該電気通信設備への発呼に用いられる電話番号によって特定されるものに対してのみ、発信/伝送すること - 上記の者及び電話番号を特定するための記録を保存し、当該記録をOFTEL長官が適正な通知に基づき検査できるようにすること。 ※本規定は、上欄の1999年電気通信(データ保護及びプライバシー)規則が適用される場合には不適用。	
フランス	郵便電気通信法典L33-4-1条	2001年7月	経済・財政・産業省(電気通信規制機関:ART)	【自動架電装置又はファクシミリ機】(定義なし) automates d'appel ou télécopieurs	○自動架電装置又はファクシミリ装置を用いたダイレクトマーケティングを行うことは、電気通信ネットワークの加入者及び利用者がそのような電話やファクシミリを受信することに同意をしていない場合、禁止 [Opt-in]	○罰則は未整備
	消費者法典L121-20-5条	2001年8月	経済・財政・産業省	【自動架電装置又はファクシミリ機】(定義なし) automates d'appel ou télécopieurs	○専門家による、あるいは自動架電装置又はファクシミリ装置を用いたダイレクトマーケティングを行うことは、消費者が受信することに同意していない場合、禁止 [Opt-in] (上記以外の方法による場合、Opt-out)	○罰則は未整備
ドイツ	不正競争防止法第1条		経済技術省、郵電規制庁	不正競争防止法第1条において、「業務上の取引において競争の目的をもって善良の風俗に反する行為をする者に対しては、差止及び損害賠償を請求することができる」と規定しており、電子メールによる望まない商業広告も同条により禁止(オプトイン)されることが判例上確立。迷惑通話については、こうした解釈により対応。(EU上記指令は国内法制化されず)		
韓国	(現在検討中)		情報通信部			

資料 2

米国各州における自動ダイヤル規制の概要

米国各州における自動ダイヤル規制の概要

州名	法令	規制の概要	州名	法令	規制の概要
アリゾナ	州改正規則 13-2929 条	電話番号を選択・ダイヤルし、録音メッセージを流す自動装置の勧誘目的での利用の禁止 罰則：2級軽犯罪	アイダホ	公益規則 31.51.02	①事前の同意ない限り、受信者が電話を切った後に当該受信者の回線を自動的に開放しない ADAD 装置の使用禁止。②午前 9 時～午後 9 時以外の通話禁止。③緊急回線等への通話禁止。
アーカンソー	州規則第 5-63-204 条	電話番号を選択・ダイヤルし、録音メッセージを流す自動装置を用いた勧誘目的の電話の使用禁止(事前のビジネス関係ある場合、受信者からの事前の電話への返信の場合を除く) 罰則：B級軽犯罪	イリノイ	商行為規則 815 ILCS305/1	自動ダイヤル装置の使用につき、①午後 9 時～午前 9 時の通話を禁止。②受信者又発信者が電話を切ってから 30 秒以内に回線切断。これが不可能な場合にはオペレータを介在させ、発信者情報、目的等を説明することが必要。但し、受信者の要望に基づき通話を行う場合、以前又は現在のビジネス関係が存在する場合、政治、慈善目的、市場調査目的等で行われる場合を除く。
カリフォルニア	公益規則	①事前の同意なく自動ダイヤル装置の使用禁止。②午後9時～午前9時のADAD装置の使用禁止。③電話切断時の回線解放。④ADAD装置使用に関する地域電話会社への届出義務等 罰則：500ドル未満の罰金and/orADAD装置への電話サービス停止	インディアナ	州規則第 24-5-14 条	①事前の同意又は自動メッセージが流れる前にオペレータが同意を得ている場合②受信者が電話を切った後 10 秒以内に回線切断する装置でない限り ADAD 装置の使用禁止。③病院等に電話することは禁止 罰則：C級軽犯罪
コロラド	刑 法 18-9-311 条	事前のビジネス関係ある場合かつ事後的に録音メッセージを聞くことに同意した場合を除き、録音メッセージを伴う自動ダイヤル装置の勧誘目的での使用禁止。 罰則：1級軽犯罪	アイオワ	州規則第 476.57 条	①非常利目的の通信、②事前のビジネス関係ある場合の通信、③債権回収目的の通信、④雇用者等への通信、⑤録音メッセージを流した後 7 秒以内にオペレータが出るか又は最初にオペレータがメッセージを開始する通信を除き、ADAD 装置の使用禁止。受信者が電話を切った後 10 秒以内に回線切断義務。 罰則：深刻な軽犯罪
コロンビア特別区	DC 公式規則第 34 章 V 節 17 条	録音メッセージを伴う自動ダイヤル装置等の勧誘目的、市場調査目的での使用禁止。但し、公的機関による場合や事前のビジネス関係ある場合を除く。 罰則：1000 ドル未満の罰金	カンザス	州規則第 50-670 条	①受信者が電話を切った後 25 秒以内に ADAD 装置を電話回線から切断。②電話開始 5 秒以内に電話をかけた者の素性、内容を伝えることが必要。③ADAD 装置を使用した勧誘者は発信者番号表示を表示させないようにしてはならない。違反：州消費者保護法における「不合理な行動」とみなされる。
フロリダ	州規則第 501.059 条	電話番号を選択・ダイヤルし、録音メッセージを流す電話セールスの禁止。	ケンタッキー	州改正規則 367.461 条	自動装置の利用につき州の事前の許可が必要。①受信者の事前の同意。②発信者氏名、電話番号の明示。③電話終了後 10 秒以内の回線切断。④乱数又は連続の電話番号発信の禁止。⑤午前 8 時～午後 9 時の限定等を除き、勧誘目的での自動装置の使用を禁止。 罰則：不公正、虚偽、欺罔、詐欺的行為とみなされる。
ジョージア	州規則第 46-5-23	①書面による事前の同意なく、勧誘目的での ADAD 装置の使用禁止。②午後 9 時～午前 8 時まで使用禁止。③ランダム・連続番号の発呼禁止。④電話の開始 2.5 秒以内と電話の終了時に電話をかけている人間又は組織の名称・電話番号をはっきりと伝えることが必要。⑤使用には委員会の許可が必要。⑥電話の相手が同意をしなかった場合 10 秒以内に自動的に切断することが必要 違反者は軽犯罪	ルイジアナ	1991 年消費者電話勧誘保護法第 8 章 B	勧誘目的での ADAD 装置の使用につき、①事前の同意ない場合、②平日午前 8 時～午後 8 時以外の間の利用、③州の休日や日曜の利用、④従事者がいない状態での ADAD 装置の運用、⑤乱数又は連続の電話番号をダイヤルする場合、⑥受信者が録音音声の通話に同意しなかった場合や電話を切った後 10 秒以内に自動ダイヤル装置や録音メッセージ再生機と電話回線との接続を自動的に切断しない場合、⑦通話の最初の 25 秒と末尾に録音メッセージで発信者の氏名、電話番号を通知しない場合、⑧電話会社や企業により作成される電話帳から利用者の要請により削除した電話番号への通話や病院、保育施設、消防署や法執行機関に通話する場合等は禁止。

メイン	州改正規則 第 10 章第 149B 条	ADAD 装置サービスは登録制。緊急回線等への電話勧誘を禁止。(1)平日午前9時～午後5時以外の自動通話は禁止。(2)受信者が電話を切った後5秒以内に電話回線から切断。(3)一つの番号に関して8時間に1回より多く発呼することの禁止。(4)電話会社に受信拒否の旨を伝えた利用者の電話番号に対する自動通話の禁止		第 599B 条	し。事前のビジネス関係が存在する場合及び規則で定める公共性の高い通話を行う場合を除く。 罰則：軽犯罪
メリーランド	州規則 8-204 条	(1)録音メッセージを伴う自動ダイヤル装置の使用は禁止（公的機関が緊急目的で用いる場合及び事前のビジネス関係が存在する場合を除く）。(2)受信者が電話を切った後5秒以内に電話回線切断。 罰金 1000 ドル以下の軽犯罪	ニュー ハンプシャー	州改正規則第 359 E.1 条～E.6 条	(1)自動ダイヤル装置の使用は州への届出制。(2)通話当事者が電話を終えた後、30秒以内に自動的に切断。(3)通話した時点で発信者側の名称、電話の目的、販売しようとする財・サービスについて等を明らかにしなければならない。(4)違反した場合、州法における不正かつ欺罔的な行動とみなされる。
マサチューセッツ	一般法第 159-19B 等	(1)受信拒否の旨を電話会社に伝えた利用者に対する自動ダイヤル装置を使った発電の禁止。(2)受信者が電話を切った後5秒以内に ADAD 装置を回線から切断	ニュー ジャージー	州規則第 48 条	緊急目的以外で録音メッセージを送信することは、曹頭にオペレータを介し同意を受けるか又は事前のビジネス関係が存在していない限り、禁止。 罰則：300 ドル以上 800 ドル以下の罰金
ミシガン	州会社法第 484.125 条	連続した電話番号の発信又は事前に自発的に接触することに同意していない受信者を回避できない方法で自動ダイヤル装置等を利用することの禁止 罰則：1000 ドル以下の罰金	ニュー メキシコ	州規則 57-12-22 等	(1)事前のビジネス関係があり、録音メッセージを聞くことに同意していない限り、録音メッセージを伴う自動ダイヤル装置の勧誘目的での使用を禁止。(2)発信者情報の開示や午前9時～午後9時の制限(3)受信者側が電話を切ったあと即座に電話回線を開放するものとする。
ミネソタ	州規則第 325E.28 条 等	(1)受信者が電話を切った後 10 秒以内に回線から切断される形で設計/運用されていない ADAD 装置の使用禁止。(2)オペレータによってまず会社等の名称、メッセージの目的、そのメッセージが宣伝する財・サービスの特定等を行うこと。(3)午後9時から午前9時までの商用電話の禁止	ニュー ヨーク	一般商行為法	ADAD 装置の使用に関し、(1)曹頭で当該通話の性格、発信者について、末尾で発信者の住所、電話番号について述べること。(2)受信者側が電話を切った場合に早急に回線を切断することが確保されないかぎり、禁止。 罰則：通話1回あたり 2000 ドル以下の罰金。最大 20000 ドルまで。
ミシシッピ	州規則第 77-3-457 条	ADAD 装置の使用は州の許可制。許可申請において、ADAD 装置の仕様、稼働時間、完了時の平均通話時間、発信数等を審査、回線混雑への影響を勘案しつつ許可。 罰則 500 ドル未満の罰金、ADAD 装置に接続した回線に関し一定期間の電話サービス停止	ノース カロライナ	州一般規則 75-30	ADAD 装置を用いた勧誘電話に関し、(1)当該通話の性格、発信者氏名、住所について特定するか、もしくは曹頭にオペレータが介入すること、及び(2)受信者が同意しない場合に回線を切断することを確保しない限り、禁止。(慈善、政治目的等の場合は許容) 罰則：第3級軽犯罪。違反ごとに 100 ドル以下の罰金
モンタナ	2001 モン タナ州規則 第 45-8-216 条	(1)電話番号を選択・ダイヤルし、録音メッセージを流す自動電話装置に関し、勧誘、市場調査等の目的である場合、その利用を禁止。(2)事前のビジネス関係ある場合の情報提供目的の場合、及び録音メッセージの伝達前にオペレータ通話を通じて受信者の承諾をあらかじめ得る場合には、上記装置の利用を許容。 罰則：2500 ドル未満の罰金	オクラホマ	州規則第 15-755 条	ADAD 装置は、(1)受信者が電話を切ってから 20 秒以内に回線を切断すること。(2)午後9時から午前9時までの間に発信しないこと、及び(3)受信者からの電話への返信として ADAD 装置を用いる若しくは受信者から書面で同意がなされていた場合、又は事前に注文していた物・サービスに関する通話である場合に限り、使用することが可能。但し、乱数又は連続の番号発信禁止。
ネブラスカ	ネブラスカ 州規則第 86-1210 条	(1)複数回線の電話システムが稼働する事業所における 2 本以上の回線を使用する形での ADAD 装置の利用を禁止。(2)メッセージのはじめに、はっきりと電話をしている人物を特定しなければならない。(3)メッセージの間または後に、当該人物の住所、電話番号等をはっきりと伝えなければならない。(4)受信者の居住地の時間で午後9時から午前8時までは ADAD 装置使用禁止。(5)連続ダイヤルは禁止。(6)登録。(7)告知とヒアリングの後、一回の違反につき 1000 ドルを超えない罰金を科す	ペンシル ベニア	州規則第 7511 条	(1)ADAD 装置の使用につき州に事前の届出必要。(2)受信者との間に事前の書面の同意がある場合、又は受信者が電話を切った後 10 秒以内に回線を切断すること、録音メッセージが発信者の氏名、住所等を曹頭で示すとともに当該メッセージが録音であることを明示すること、病院、消防署等の緊急回線には発信しないこと、かつ平日午前9時から午後9時まで（日曜は午後 1:30 まで）に限られている場合に限り、ADAD 装置は使用可能。 罰則：通告後一定期間 ADAD 装置ユーザーへのサービス提供停止
ネヴァダ	ネヴァダ州 改正規則第 598.075 条	事前に規則で定めた発信者情報等を提供する場合を除き、自動ダイヤル装置及び録音音声メッセージの使用を禁止。自動ダイヤル装置に関し、午後9時～午前9時までの間の通話及び受信者が電話を切った際と同じ番号へのコールバックを禁止。但	ロード アイランド	一般法第 5-B1 条 等	ADAD 装置について事前の登録必要。(違反は 10000 ドル以内の罰金若しくは 1 年以内の拘留) 受信者側が回線を切った後 5 秒以内に回線を切断しなければならない。 罰則：200 ドル未満の罰金

サウス カロライナ		ADAD 装置の使用につき、①受信者が電話を切った後即座に回線を切断すること、②午後 7 時から午前 8 時までの通信は禁止、③ホテルや休暇用施設への通信は禁止 罰則：一回目の犯罪→100 ドル 二回目の犯罪→200 ドル 等	ヴァーモント	州規則第 2511 条	広告、宣伝販売目的、有料電話サービス目的での乱数又は順番に電話番号をダイヤルするようプログラムされた ADAD 装置の使用は違法。
サウス ダコタ	州 法 第 37-30-25 条	ADAD 装置を使用した電話勧誘に際して州への届出が必要。 罰則：第 2 級軽犯罪	ワシントン	州 規 則 第 80.36.400 条	①勧誘目的での ADAD 装置の使用禁止。 ②違反行為は 500 ドルの損害を与えたものと推定される。
テネシー	州 規 則 第 47-18- 1501-10	ADAD 装置の勧誘目的での使用につき、①事前に書面の同意がない場合、②午前 8 時から午後 9 時まで以外に通信を行う場合、③当該 ADAD 装置が誰もいない状態で運用される場合、④乱数又は連続の電話番号をダイヤルする場合、⑤受信者側で電話を切った後又は録音メッセージの通信につき同意を得られなかった際に自動的に 10 秒以内に回線切断しない場合、⑥病院、保育施設、法執行機関等の回線に通信する場合等には禁止。	ワイオミング	州法第 40-12-303 条	電話番号を選択・ダイヤルし、録音メッセージを流す自動装置の勧誘目的での利用の禁止(オペレータが介在する場合には一定の制限下で許容)
テキサス	事業及び商 業 規 則 第 37.02 条	(電話勧誘一般に関する制限規定あり)	※なお、アラスカ、コネチカット、デラウエア、ハワイ、ミズーリ、ノースダコタ、オレゴン、オハイオ、ヴァージニア、ウエストヴァージニア、ウィスコンシンの各州で自動ダイヤル装置に該当するものの規制は見当たらない。		
ユタ	州 規 則 第 13-25 条	①受信者の事前の同意ある場合又は事前のビジネス関係が存在する場合以外は自動ダイヤル装置を用いた電話勧誘は禁止。②午前 8 時～午後 9 時以外の使用禁止(当該受信者から別の時間帯についても同意ある場合を除く)、③発信者情報の提供、④受信者が電話を切った後 25 秒以内に当該自動ダイヤル装置に接続した回線を切断			

資料 3

米国州法による自動ダイヤル規制の態様

米国州法による自動ダイヤル規制の態様

規制態様	州名
時間規制（午前9時から午後9時のADAD [※] 装置の使用禁止等）	カリフォルニア、ジョージア、アイダホ、イリノイ、ケンタッキー、ルイジアナ、メイン、ミネソタ、ニューメキシコ、オクラホマ、ネブラスカ、ネヴァダ、サウスカロライナ、テネシー、ユタ、ペンシルベニア（計16州）
電話終了後の切断要求（受信者が電話をかけたあと一定時間以内に回線切断）	カリフォルニア、アイダホ、イリノイ、インディアナ、アイオワ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、メイン、メリーランド、マサチューセッツ、ミネソタ、ニューハンプシャー、ニューメキシコ、ニューヨーク、オクラホマ、ロードアイランド、サウスカロライナ、ユタ、ペンシルベニア（計20州）
オプトイン（書面による事前の同意なく、勧誘目的でのADAD装置の使用禁止等）	カリフォルニア、ジョージア、アイダホ、イリノイ、インディアナ、ケンタッキー、ルイジアナ、ニューメキシコ、オクラホマ、テネシー、ユタ、ペンシルベニア（計12州）
登録制度（自動ダイヤル装置の使用の州への届出制等）	カリフォルニア、ジョージア、ケンタッキー、メイン、ミシシッピ、ニューハンプシャー、ロードアイランド、サウスダコタ、ペンシルベニア（計9州）
受信拒否の旨を電話会社に伝えた利用者に対する自動ダイヤル装置を使った架電の禁止	マサチューセッツ、メイン（計2州）
録音メッセージの通信につき、同意を得られなかった際に自動的に一定時間内に回線を切断しなければならない	ジョージア、テネシー（計2州）

※ ADAD…Automatic Dialing-Announcing Deviceの略称。一般的には、単独あるいは他の装置とつながって自動的に電話番号をダイヤルし、あらかじめ録音されたメッセージを、ダイヤルされた相手先に送信する装置のことを指す。

発信者の特定 (ADAD 装置を用いた勧誘電話に関し、当該電話の性格、発信者氏名、住所について特定すること)	ジョージア、イリノイ、カンザス、ケンタッキー、ルイジアナ、ネブラスカ、ニューハンプシャー、ニューメキシコ、ニューヨーク、ノースカロライナ、ペンシルベニア、ユタ (計 12 州)
特定客体 (病院、保育施設、消防署や法執行機関等) への架電の禁止	アイダホ、インディアナ、ルイジアナ、サウスカロライナ、メイン、ペンシルベニア (計 6 州)
発呼回数の制限 (一つの番号に関して 8 時間間に 1 回より多く発呼することの禁止等)	メイン (計 1 州)
複数の電話システムが稼働する事業所における 2 本以上の回線を占有する形での ADAD 装置の利用を禁止	ネブラスカ (計 1 州)

資料 4

諸外国の関係法令

◎米国

「連邦通信法 (COMMUNICATIONS ACT OF 1934, AS AMENDED)」

SEC. 227. [47 U.S.C. 227] RESTRICTIONS ON THE USE OF TELEPHONE EQUIPMENT.

(a) DEFINITIONS.—As used in this section—

(1) The term “automatic telephone dialing system” means equipment which has the capacity—

(A) to store or produce telephone numbers to be called, using a random or sequential number generator; and

(B) to dial such numbers.

(2) The term “telephone facsimile machine” means equipment which has the capacity (A) to transcribe text or images, or both, from paper into an electronic signal and to transmit that signal over a regular telephone line, or (B) to transcribe text or images (or both) from an electronic signal received over a regular telephone line onto paper.

(3) The term “telephone solicitation” means the initiation of a telephone call or message for the purpose of encouraging the purchase or rental of, or investment in, property, goods, or services, which is transmitted to any person, but such term does not include a call or message (A) to any person with that person’s prior express invitation or permission, (B) to any person with whom the caller has an established business relationship, or (C) by a tax exempt nonprofit organization.

(4) The term “unsolicited advertisement” means any material

第 227 条 [47 U.S.C. 227] 電話機器の使用についての制限

(a) 定義——本条の適用上は、次の定義に従う。

(1) 「自動電話ダイヤリング・システム」の語辞は、次のいずれの機能をも有する機器を意味する。

(A) 無作為又は連続の番号発生機を使用して、被呼者の電話番号を蓄積し又は産出するもの。

(B) 当該番号をダイヤルするもの。

(2) 「電話ファクシミリ機」の語辞は、(A)テキスト若しくは画像若しくはその双方を紙面から電子信号に変換し、通常の電話回線を介して信号を伝送し、又は(B)通常の電話回線を介して受信した電子信号から紙面へ、テキスト若しくは画像若しくはその双方を転写する機能を有する機器を意味する。

(3) 「電話勧誘」の語辞は、いずれかの者へ伝送される電話の通話若しくはメッセージの発信であって、財産、商品若しくはサービスの購入若しくは賃借又はそれらへの投資を勧める目的を有するものを意味する。ただし、このような通話若しくはメッセージのうち、(A)事前に明示的な要請若しくは了承を行っている者に対するもの、(B)発呼者がその者との事業関係を確立している者に対するもの、又は(C)租税を免除された非営利機関によるものは含まない。

(4) 「非依頼広告」の語辞は、財産、商品又はサービスの商業的な利用可能

advertising the commercial availability or quality of any property, goods, or services which is transmitted to any person without that person's prior express invitation or permission.

(b) RESTRICTIONS ON THE USE OF AUTOMATED TELEPHONE EQUIPMENT. —

(1) PROHIBITIONS. — It shall be unlawful for any person within the United States —

(A) to make any call (other than a call made for emergency purposes or made with the prior express consent of the called party) using any automatic telephone dialing system or an artificial or prerecorded voice —

(i) to any emergency telephone line (including any "911" line and any emergency line of a hospital, medical physician or service office, health care facility, poison control center, or fire protection or law enforcement agency);

(ii) to the telephone line of any guest room or patient room of a hospital, health care facility, elderly home, or similar establishment; or

(iii) to any telephone number assigned to a paging service, cellular telephone service, specialized mobile radio service, or other radio common carrier service, or any service for which the called party is charged for the call;

(B) to initiate any telephone call to any residential telephone line using an artificial or prerecorded voice to deliver a message without the prior express consent of the called party, unless the call is initiated for emergency purposes or is exempted by rule or order by the Commission under paragraph (2)(B);

(C) to use any telephone facsimile machine, computer, or other device to send an unsolicited advertisement to a telephone facsimile machine; or

(D) to use an automatic telephone dialing system in such a way that two or more telephone lines of a multi-line business are engaged simultaneously.

性又は品質を広告する素材であって、事前に明示的な要請又は了承を行っていない者に対して伝送されるものを意味する。

(b) 自動電話機器の使用の制限

(1) 禁止——何人も、合衆国内において次の事項を行うことは違法とする。

(A) 自動電話ダイヤリング・システム又は合成音声若しくは録音音声を使って、次のいずれかに対して通話を行うこと（緊急目的のためになされる通話又は被呼者が事前に明示の同意を行っている通話を除く）。

(i) 緊急用電話回線（「911番」回線及び病院、医師、診療所、保健施設、毒物管理センター、消防機関又は法執行機関の緊急用回線を含む。）

(ii) 病院、保健施設、老人ホーム又は類似の施設の客室又は病室の電話回線

(iii) 無線呼出しサービス、セルラー電話サービス、特定移動無線サービスその他の無線公衆通信事業者サービス、又は通話について被呼者が課金されるサービスに割り当てられた電話番号

(B) 被呼者による事前の明示の同意なしに、メッセージを伝達するために、合成音声又は録音音声を使用して、住宅電話回線に対して電話通話を発信すること。ただし、通話が緊急目的のために発信される場合、又は(2)(B)の規定に基づいて、委員会による規則若しくは命令によって免除される場合を除く。

(C) 電話ファクシミリ機に対して非依頼広告を送るために、電話ファクシミリ機、コンピュータその他の機器を使用すること。

(D) 複数回線事業所の二又は三以上の電話回線が同時に稼働されるような方法において自動電話ダイヤリング・システムを使用すること。

(2) REGULATIONS; EXEMPTIONS AND OTHER PROVISIONS. — The Commission shall prescribe regulations to implement the requirements of this subsection. In implementing the requirements of this subsection, the Commission —

(A) shall consider prescribing regulations to allow businesses to avoid receiving calls made using an artificial or prerecorded voice to which they have not given their prior express consent;

(B) may, by rule or order, exempt from the requirements of paragraph (1)(B) of this subsection, subject to such conditions as the Commission may prescribe —

(i) calls that are not made for a commercial purpose; and

(ii) such classes or categories of calls made for commercial purposes as the Commission determines —

(I) will not adversely affect the privacy rights that this section is intended to protect; and

(II) do not include the transmission of any unsolicited advertisement;

(C) may, by rule or order, exempt from the requirements of paragraph (1)(A)(iii) of this subsection calls to a telephone number assigned to a cellular telephone service that are not charged to the called party, subject to such conditions as the Commission may prescribe as necessary in the interest of the privacy rights this section is intended to protect.

(3) PRIVATE RIGHT OF ACTION. — A person or entity may, if otherwise permitted by the laws or rules of court of a State, bring in an appropriate court of that State —

(A) an action based on a violation of this subsection or the regulations prescribed under this subsection to enjoin such violation,

(B) an action to recover for actual monetary loss from such a violation, or to receive \$500 in damages for each such violation, whichever is greater, or

(C) both such actions.

(2) 規則；適用除外その他の規定——委員会は、本項の要件を実施するための規則を定めるものとする。本項の要件を実施するにあたって、委員会は次による。

(A) 合成音声又は録音音声を使用して行われる通話であって、事前の明示の同意を与えていないものの受信を事業所が回避するのを許す規則を制定するよう配慮する。

(B) 委員会が次について定める条件に従って、規則又は命令により、本項(1)(B)の要件の適用を免除することができる。

(i) 商業目的のためになされるのではない通話

(ii) 商業目的のためになされる種類又は範囲の通話であって、委員会が次のように判定するもの。

(I) 本条で保護するよう意図しているプライバシーの権利に好ましくない影響を及ぼさないもの。

(II) 非依頼広告の伝送を含まないもの。

(C) セルラー電話サービスに割り当てられた電話番号への通話で、被呼者に料金が課されないものについて、本条で保護するよう意図しているプライバシーの権利のために必要であるとして委員会が定める条件に従って、規則又は命令により、本項(1)(A)(iii)の適用を免除することができる。

(3) 私訴の権利——いかなる者又は機関も、州法又は州裁判所の規則により認められている場合は、所轄の州裁判所に次の訴訟を提起することができる。

(A) 本項又は本項に基づいて定められた規則に対する違反を根拠として当該違反を差し止めるための訴訟

(B) 違反から生じた実際の金銭的損失額又は各違反についての損害賠償としての500ドルのいずれか大きい額を回収し又は受領するための訴訟

(C) 上記双方の訴訟

If the court finds that the defendant willfully or knowingly violated this subsection or the regulations prescribed under this subsection, the court may, in its discretion, increase the amount of the award to an amount equal to not more than 3 times the amount available under subparagraph (B) of this paragraph.

(c) PROTECTION OF SUBSCRIBER PRIVACY RIGHTS. —

(1) RULEMAKING PROCEEDING REQUIRED. — Within 120 days after the date of enactment of this section, the Commission shall initiate a rulemaking proceeding concerning the need to protect residential telephone subscribers' privacy rights to avoid receiving telephone solicitations to which they object. The proceeding shall —

(A) compare and evaluate alternative methods and procedures (including the use of electronic databases, telephone network technologies, special directory markings, industry-based or company-specific "do not call" systems, and any other alternatives, individually or in combination) for their effectiveness in protecting such privacy rights, and in terms of their cost and other advantages and disadvantages;

(B) evaluate the categories of public and private entities that would have the capacity to establish and administer such methods and procedures;

(C) consider whether different methods and procedures may apply for local telephone solicitations, such as local telephone solicitations of small businesses or holders of second class mail permits;

(D) consider whether there is a need for additional Commission authority to further restrict telephone solicitations, including those calls exempted under subsection (a)(3) of this section, and, if such a finding is made and supported by the record, propose specific restrictions to the Congress; and

(E) develop proposed regulations to implement the methods and procedures that the Commission determines are most effective and efficient to accomplish the purposes of this section.

被告が本項又は本項に基づいて定められた規則に故意に又は事情を知った上で違反したと裁判所が認定した場合には、裁判所は、その裁量によって、④の規定に基づいて求償しうる額の3倍以内の額まで賠償額を引き上げることができる。

(c) 加入者のプライバシーの権利保護

(1) 規則制定手続きの要求——本条の施行日後120日以内に、委員会は、住宅電話加入者が拒否する電話勧誘の受信を回避するために、加入者のプライバシーの権利を保護することの必要性に関する規則制定手続きを開始する。この手続きにおいては、次のことを行わねばならない。

(A) プライバシーの権利を保護することの有効性について並びにそのコストその他の利点及び欠点の面において、各種の代替的な方法及び手続き（エレクトロニック・データベース、電話網技術、特殊な電話帳表示、産業全体又は会社ごとの「受信拒否」システムその他の代替策の個別又は組合せによる利用を含む。）を比較し、評価すること。

(B) 上記の方法及び手続きを設定し、管理する能力を有する公的及び私的な機関の範囲を評価すること。

(C) 各種の方法及び手続きが、小規模企業又は第二種郵便認可保有者がするような局地的な電話勧誘に適用できるかどうかを検討すること。

(D) 本条(a)項(3)に基づいて適用除外とされる通話を含め、電話勧誘をより一層制限するために委員会の権限を追加する必要があるかどうかを検討すること及び、必要があるとの判断がなされ、当該手続きの記録によってそれが支持された場合には議会に対して具体的な制限方法を提案すること。

(E) 本条の目的を達成するために最も効果的かつ効率的であると委員会が決定した方法及び手続きを実施するための規則案を作成すること。

(2) REGULATIONS.—Not later than 9 months after the date of enactment of this section, the Commission shall conclude the rulemaking proceeding initiated under paragraph (1) and shall prescribe regulations to implement methods and procedures for protecting the privacy rights described in such paragraph in an efficient, effective, and economic manner and without the imposition of any additional charge to telephone subscribers.

(3) USE OF DATABASE PERMITTED.—The regulations required by paragraph (2) may require the establishment and operation of a single national database to compile a list of telephone numbers of residential subscribers who object to receiving telephone solicitations, and to make that compiled list and parts thereof available for purchase. If the Commission determines to require such a database, such regulations shall—

(A) specify a method by which the Commission will select an entity to administer such database;

(B) require each common carrier providing telephone exchange service, in accordance with regulations prescribed by the Commission, to inform subscribers for telephone exchange service of the opportunity to provide notification, in accordance with regulations established under this paragraph, that such subscriber objects to receiving telephone solicitations;

(C) specify the methods by which each telephone subscriber shall be informed, by the common carrier that provides local exchange service to that subscriber, of (i) the subscriber's right to give or revoke a notification of an objection under subparagraph (A), and (ii) the methods by which such right may be exercised by the subscriber;

(D) specify the methods by which such objections shall be collected and added to the database;

(E) prohibit any residential subscriber from being charged for giving or revoking such notification or for being included in a database compiled under this section;

(2) 規則——本条の施行日後9か月以内に、委員会は、(1)の規定に基づいて開始した規則制定手続きを完了し、かつ、効率的、効果的で、経済的な方法によって、また電話加入者に付加料金を課すことなく、(1)に定めるプライバシー権を保護するための方法及び手続きを実施するための規則を制定するものとする。

(3) データベースの使用の許容——(2)の規定により制定するよう求められている規則は、電話勧誘の受信を拒否する住宅加入者の電話番号のリストを収録し、かつ、収録されたリスト及びその一部分を販売のために提供できるようにするための単一の全国データベースの構築及び運営を要求することができる。委員会がそのようなデータベースを要求することを決定する場合には、当該規則は次の内容のものとする。

(A) 当該データベースを管理する機関を委員会が選定する方法を指定すること。

(B) 本号に基づいて定められた規則に従って、加入者が電話勧誘の受信を拒否する旨の告知を行う機会があることを委員会が定める規則に従って区域内電話サービスの加入者に通知することを区域内電話サービスを提供している各公衆通信事業者が義務づけること。

(C) (1)前記(A)の規定に基づく拒否の告知を行い又はこれを取り消す加入者の権利及び(B)加入者が当該権利を行使できる方法について、区域内電話サービスを加入者に提供している公衆通信事業者が各電話加入者に通知する方法を指定すること。

(D) 当該拒否の告知を収集し、データベースに追加する方法を指定すること。

(E) 当該告知を行うこと若しくはこれを取り消すこと、又は本条に基づいて収録されたデータベースに包含させることについて、住宅加入者に料金を課すことを禁止すること。

(F) prohibit any person from making or transmitting a telephone solicitation to the telephone number of any subscriber included in such database;

(G) specify (i) the methods by which any person desiring to make or transmit telephone solicitations will obtain access to the database, by area code or local exchange prefix, as required to avoid calling the telephone numbers of subscribers included in such database; and (ii) the costs to be recovered from such persons;

(H) specify the methods for recovering, from persons accessing such database, the costs involved in identifying, collecting, updating, disseminating, and selling, and other activities relating to, the operations of the database that are incurred by the entities carrying out those activities;

(I) specify the frequency with which such database will be updated and specify the method by which such updating will take effect for purposes of compliance with the regulations prescribed under this subsection;

(J) be designed to enable States to use the database mechanism selected by the Commission for purposes of administering or enforcing State law;

(K) prohibit the use of such database for any purpose other than compliance with the requirements of this section and any such State law and specify methods for protection of the privacy rights of persons whose numbers are included in such database; and

(L) require each common carrier providing services to any person for the purpose of making telephone solicitations to notify such person of the requirements of this section and the regulations thereunder.

(4) CONSIDERATIONS REQUIRED FOR USE OF DATABASE METHOD. — If the Commission determines to require the database mechanism described in paragraph (3), the Commission shall —

(A) in developing procedures for gaining access to the database, consider the different needs of telemarketers conducting

(I) 当該データベースに包含された加入者の電話番号に対して電話勧誘を行い又は伝送することを何人に対しても禁止すること。

(G) (i)データベースに包含された加入者の電話番号への発信を回避するために必要な場合に、電話勧誘を行い又は伝送することを希望している者が、区域コード又は市内交換プレフィックスによって、データベースにアクセスできるようにする方法、及び(ii)その者から回収するコストを特定すること。

(H) 識別、収集、更新、配布及び販売にかかわるコスト、並びにデータベースの運営に関連するその他の活動のコストで、これらの活動を実施する機関に発生するものを当該データベースにアクセスする者から回収するための方法を指定すること。

(I) 当該データベースを更新する頻度を指定すること、及び本項に基づいて定められた規則の遵守という目的のために有効な更新を行う方法を指定すること。

(J) 州法の運営又は執行の目的のために、委員会が選択したデータベースのメカニズムを州が使用できるように配置すること。

(K) 本条及び州法の要件を遵守する以外の目的のために当該データベースを使用することを禁止すること、及び当該データベースに番号が包含されている者のプライバシー権の保護についての方法を指定すること。

(L) 電話勧誘を行う目的のためのサービスをいずれかの者に提供する各公衆通信事業者に対し、本条の要件及びそれに基づく規則をその者に告知することを義務づけること。

(4) データベース方式の使用についての配慮の要求——(3)に定めるデータベース・メカニズムの採用を要求すると委員会が決定した場合は、委員会は、次のことを行うものとする。

(A) データベースにアクセスする手続きを作成するにあたって、全国、地域、州又は地方のレベルで事業を行うテレマーケティング事業者の多様な需

business on a national, regional, State, or local level;

(B) develop a fee schedule or price structure for recouping the cost of such database that recognizes such differences and—

(i) reflect the relative costs of providing a national, regional, State, or local list of phone numbers of subscribers who object to receiving telephone solicitations;

(ii) reflect the relative costs of providing such lists on paper or electronic media; and

(iii) not place an unreasonable financial burden on small businesses; and

(C) consider (i) whether the needs of telemarketers operating on a local basis could be met through special markings of area white pages directories, and (ii) if such directories are needed as an adjunct to database lists prepared by area code and local exchange prefix.

(5) PRIVATE RIGHT OF ACTION.—A person who has received more than one telephone call within any 12-month period by or on behalf of the same entity in violation of the regulations prescribed under this subsection may, if otherwise permitted by the laws or rules of court of a State bring in an appropriate court of that State—

(A) an action based on a violation of the regulations prescribed under this subsection to enjoin such violation,

(B) an action to recover for actual monetary loss from such a violation, or to receive up to \$500 in damages for each such violation, whichever is greater, or

(C) both such actions.

It shall be an affirmative defense in any action brought under this paragraph that the defendant has established an implemented, with due care, reasonable practices and procedures to effectively prevent telephone solicitations in violation of the regulations prescribed under this subsection. If the court finds that the defendant willfully or knowingly violated the regulations prescribed under this subsection, the court may, in its discretion, increase the amount of the award to an amount

要を配慮すること。

(B) 需要の多様性を認めている当該データベースのコストを回収するための手数料表又は料金体系を作成し、かつ、次の事項を行うこと。

(i) 電話勧誘受借を拒否する加入者の電話番号の全国、地域、州又は地方のリストを提供する相対的コストを反映させること。

(ii) 紙又は電子媒体によって当該リストを提供する相対的コストを反映させること。

(iii) 小規模事業所に不当な財務上の負担を課さないこと。

(C) (i)地区単位で運営しているテレマーケティング事業者の需要が地域ホワイトページ電話帳の特殊表示を通して満たされるかどうか、並びに、(ii)このような電話帳が地域コード及び市内交換プレフィックスによって作られたデータベース・リストへの付加物として必要かどうかを検討すること。

(5) 私訴の権利——本項に基づいて定められた規則に違反して、同一の機関又はその代理者によってなされた電話通話を12か月間において2度以上受借した者は、州の法律又は州裁判所の規則によって別に認められている場合には、当該州裁判所に次の訴訟を提起することができる。

(A) 本項に基づいて定められた規則の違反を根拠として当該違反を差し止めるための訴訟

(B) 違反から生じた実際の金銭的損失額又は各違反についての損害賠償として500ドルまでの額のいずれか大きい額を回復し又は受領するための訴訟

(C) 上記双方の訴訟

被告が、本項に基づいて定められた規則に違反する電話勧誘を効果的に防止するための妥当な慣行及び手続きをしかるべき配慮をもって設定しかつ実施していることは、本号に基づいて提起された訴訟における積極的抗弁となるものとする。被告が故意に又は事情を知った上で本項に基づいて定められた規則に違反したと裁判所が認定した場合には、裁判所は、その裁量によって、(B)に基づいて求償しうる額の3倍以内の額まで賠償額を引き上げることができる。

equal to not more than 3 times the amount available under subparagraph (B) of this paragraph.

(6) RELATION TO SUBSECTION (b).—The provisions of this subsection shall not be construed to permit a communication prohibited by subsection (b).

(d) TECHNICAL AND PROCEDURAL STANDARDS.—

(1) PROHIBITIONS.—It shall be unlawful for any person within the United States—

(A) to initiate any communication using a telephone facsimile machine, or to make any telephone call using any automatic telephone dialing system, that does not comply with the technical and procedural standards prescribed under this subsection, or to use any telephone facsimile machine or automatic telephone dialing system in a manner that does not comply with such standards; or

(B) to use a computer or other electronic device to send any message via a telephone facsimile machine unless such person clearly marks, in a margin at the top or bottom of each transmitted page of the message or on the first page of the transmission, the date and time it is sent and an identification of the business, other entity, or individual sending the message and the telephone number of the sending machine or of such business, other entity, or individual.

(2) TELEPHONE FACSIMILE MACHINES.—The Commission shall revise the regulations setting technical and procedural standards for telephone facsimile machines to require that any such machine which is manufactured after one year after the date of enactment of this section clearly marks, in a margin at the top or bottom of each transmitted page or on the first page of each transmission, the date and time sent, an identification of the business, other entity, or individual sending the message, and the telephone number of the sending machine or of such business, other entity, or individual.

(3) ARTIFICIAL OR PRERECORDED VOICE SYSTEMS.—The Commission shall prescribe technical and procedural standards for systems

(6) (b)項との関係——本項の規定は、(b)項によって禁止されている通信を許すものと解釈してはならない。

(d) 技術基準及び手続基準

(1) 禁止——何人も合衆国内において次のことを行うのは違法とする。

(A) 本項に基づいて定められた技術基準及び手続基準に合致しない電話ファクシミリ機若しくは自動電話ダイヤリング・システムを用いて通信を発信し若しくは電話通話を行うこと、又は当該基準に合致しない方法によって電話ファクシミリ機若しくは自動電話ダイヤリング・システムを使用すること。

(B) 電話ファクシミリ機を介してメッセージを送るためにコンピュータその他の電子機器を使用すること。ただし、その者が、メッセージの伝送される各ページの上部若しくは下部の余白又は伝送の最初のページに、それが送られた日及び時刻並びにメッセージを送る事業所その他の機関若しくは個人の標識、並びに送信しているファクシミリ機又は当該事業所その他の機関若しくは個人の電話番号を明瞭に表示する場合を除く。

(2) 電話ファクシミリ機——委員会は、電話ファクシミリ機についての技術基準及び手続基準を定めている規則を改定し、本条の制定日後1年より後に製造されるファクシミリ機が、メッセージの伝送される各ページの上部若しくは下部の余白又は伝送の最初のページに送信日時、メッセージを送る事業所その他の機関若しくは個人の標識並びに送信しているファクシミリ機又は当該事業所その他の機関若しくは個人の電話番号を明瞭に表示することを要求するものとする。

(3) 合成音声システム又は録音音声システム——委員会は、電話を介して合成又は録音による音声メッセージを伝送するために使用されるシステムについ

that are used to transmit any artificial or prerecorded voice message via telephone. Such standards shall require that—

(A) all artificial or prerecorded telephone messages (i) shall, at the beginning of the message, state clearly the identity of the business, individual, or other entity initiating the call, and (ii) shall, during or after the message, state clearly the telephone number or address of such business, other entity, or individual; and

(B) any such system will automatically release the called party's line within 5 seconds of the time notification is transmitted to the system that the called party has hung up, to allow the called party's line to be used to make or receive other calls.

(e) EFFECT ON STATE LAW.—

(1) STATE LAW NOT PREEMPTED.—Except for the standards prescribed under subsection (d) and subject to paragraph (2) of this subsection, nothing in this section or in the regulations prescribed under this section shall preempt any State law that imposes more restrictive intrastate requirements or regulations on, or which prohibits—

(A) the use of telephone facsimile machines or other electronic devices to send unsolicited advertisements;

(B) the use of automatic telephone dialing systems;

(C) the use of artificial or prerecorded voice messages; or

(D) the making of telephone solicitations.

(2) STATE USE OF DATABASES.—If, pursuant to subsection (c)(3), the Commission requires the establishment of a single national database of telephone numbers of subscribers who object to receiving telephone solicitations, a State or local authority may not, in its regulation of telephone solicitations, require the use of any database, list, or listing system that does not include the part of such single national database that relates to such State.

(f) ACTIONS BY STATES.—

(1) AUTHORITY OF STATES.—Whenever the attorney general of a State, or an official or agency designated by a State, has reason to believe that any person has engaged or is engaging in a pattern or

ての技術基準及び手続基準を定めるものとする。当該基準は、次のことを要求するものとする。

(A) すべての合成及び録音による電話メッセージは、(i)メッセージの最初に、当該通話を発呼した事業所、個人その他の機関の名称を明瞭に表示し、かつ、(ii)メッセージ中又はメッセージ後に、当該事業所その他の機関又は個人の電話番号又は住所を明瞭に表示すること。

(B) 各システムは、被呼者が電話を切った場合は、その旨の信号が伝送された時刻から5秒以内に被呼者の回線を自動的に開放し、その回線が他の通話の発信又は受信に使用できるようにすること。

(e) 州法に及ぼす影響

(1) 州法への不先占——(d)項に基づいて定める基準を除き、かつ、本項(2)の規定に従うことを条件として、本条又は本条に基づいて定められる規則は、より制約的な州内要件若しくは規制を課している州法、又は次のことを禁止している州法をなんら先占しないものとする。

(A) 非依頼広告を送るための電話ファクシミリ機その他の電子機器の使用

(B) 自動電話ダイヤリング・システムの使用

(C) 合成又は録音による音声メッセージの使用

(D) 電話勧誘の実施

(2) データベースの州単位の使用——委員会が、(c)項(3)に基づき、電話勧誘の受信を拒否する加入者の電話番号の単一の全国データベースの構築を要求した場合であっても、州又は地方自治体は、電話勧誘に関する州の規則において、当該単一全国データベースのうち当該州に関連する部分を含まないデータベース、該当者リスト又はリスト作成システムの使用を要求しないことができる。

(f) 州による訴訟

(1) 州の権限——州の司法長官、又は州により指定された公務員若しくは機関が、ある者が本条又は本条に基づいて定められた規則に違反して当該州の住民に対しある類型若しくは方法による電話通話その他の伝送にすでに従事した

practice of telephone calls or other transmissions to residents of that State in violation of this section or the regulations prescribed under this section, the State may bring a civil action on behalf of its residents to enjoin such calls, an action to recover for actual monetary loss or receive \$500 in damages for each violation, or both such actions. If the court finds the defendant willfully or knowingly violated such regulations, the court may, in its discretion, increase the amount of the award to an amount equal to not more than 3 times the amount available under the preceding sentence.

(2) EXCLUSIVE JURISDICTION OF FEDERAL COURTS. — The district courts of the United States, the United States courts of any territory, and the District Court of the United States for the District of Columbia shall have exclusive jurisdiction over all civil actions brought under this subsection. Upon proper application, such courts shall also have jurisdiction to issue writs of mandamus, or orders affording like relief, commanding the defendant to comply with the provisions of this section or regulations prescribed under this section, including the requirement that the defendant take such action as is necessary to remove the danger of such violation. Upon a proper showing, a permanent or temporary injunction or restraining order shall be granted without bond.

(3) RIGHTS OF COMMISSION. — The State shall serve prior written notice of any such civil action upon the Commission and provide the Commission with a copy of its complaint, except in any case where such prior notice is not feasible, in which case the State shall serve such notice immediately upon instituting such action. The Commission shall have the right (A) to intervene in the action, (B) upon so intervening, to be heard on all matters arising therein, and (C) to file petitions for appeal.

(4) VENUE; SERVICE OF PROCESS. — Any civil action brought under this subsection in a district court of the United States may be brought in the district wherein the defendant is found or is an inhabitant or transacts business or wherein the violation occurred or is occurring, and process in such cases may be served in any district in which the

か、又は従事しつつあると信ずる理由を有するときは、州は、その住民に代わって通話を差し止めるための民事訴訟、若しくは実際の金銭的損失を回復し若しくは各違反について損害賠償として500ドルを受領するための訴訟、又はこれらの訴訟の双方を提起することができる。被告が当該規則に故意に又は事情を知った上で違反したと裁判所が認定した場合には、裁判所は、その裁量において、前述の条文に基づいて求償しうる額の3倍以内の額まで賠償額を引き上げることができる。

(2) 連邦裁判所の専属的管轄権——合衆国の地方裁判所、準州の合衆国裁判所及びコロンビア特別区合衆国地方裁判所は、本項に基づいて提起されるすべての民事訴訟についての専属的管轄権を有する。当該裁判所は、正当な申請があった際には、執行令状又は類似の救済措置を与える命令を発出する管轄権を有し、違反の危険を除去するのに必要な被告がとるべき措置の要件を含め、本条の規定又は本条に基づいて定められた規則の遵守を被告に命ずるものとする。正当な立証があった際には、保証金を提供させることなく、永続的な又は一時的な差止め命令又は停止命令を付与される。

(3) 委員会の権利——州は、事前に前記の民事訴訟の書面通知を委員会に送達し、その訴状の写しを委員会に提出するものとする。ただし、事前の通知が不可能な場合には、州は、当該訴訟が開始された直後に当該通知を行うものとする。委員会は、(A)訴訟に参加し、(B)その参加を通じて、当該訴訟において発生しているすべての事項について聴聞を受け、かつ、(C)控訴申立書を提出する権利を有する。

(4) 管轄裁判所；訴状の送達——本項に基づいて提起される合衆国の地方裁判所における民事訴訟は、被告が確認され若しくは事業を行っている地域、又は違反がすでに発生し若しくは発生しつつある地域の地方裁判所に提起ことができ、また、その訴状の送達は、被告が居住し又は確認されうる地域において行うことができる。

defendant is an inhabitant or where the defendant may be found.

(5) INVESTIGATORY POWERS. — For purposes of bringing any civil action under this subsection, nothing in this section shall prevent the attorney general of a State, or an official or agency designated by a State, from exercising the powers conferred on the attorney general or such official by the laws of such State to conduct investigations or to administer oaths or affirmations or to compel the attendance of witnesses or the production of documentary and other evidence.

(6) EFFECT ON STATE COURT PROCEEDINGS. — Nothing contained in this subsection shall be construed to prohibit an authorized State official from proceeding in State court on the basis of an alleged violation of any general civil or criminal statute of such State.

(7) LIMITATION. — Whenever the Commission has instituted a civil action for violation of regulations prescribed under this section, no State may, during the pendency of such action instituted by the Commission, subsequently institute a civil action against any defendant named in the Commission's complaint for any violation as alleged in the Commission's complaint.

(8) DEFINITION. — As used in this subsection, the term "attorney general" means the chief legal officer of a State.

(5) 調査権限——本項に基づく民事訴訟の提起にあたって、本条のいかなる規定も、州の司法長官、又は州により指定された公務員若しくは機関が、調査を実施し、宣誓若しくは確約を徴し、又は証人の出席、文書その他の証拠の提出を強制するために、当該州の法律によって司法長官又は当該公務員に付与された権限を行使することを妨げるものではない。

(6) 州裁判所における訴訟への影響——本項のいかなる規定も、権限のある州公務員が、当該州の一般的な民事法令又は刑事法令の違反容疑を根拠として、州裁判所において訴訟手続きを行うことを禁止しているものと解釈してはならない。

(7) 権限——委員会が本条に基づいて定められた規則の違反について民事訴訟を提起しているときには、州は、委員会が提起した当該訴訟の係属期間中においては、委員会による訴訟の提起後に、委員会の訴状において主張されている違反について、委員会の訴状において指名されている被告に対して民事訴訟を提起してはならない。

(8) 定義——本項において用いる「司法長官」の語辞は、州の首席法務官を意味する。

◎カナダ

「全電気通信サービス事業者を対象としたテレマーケティング制限 (Order CRTC 2001-193)」

Rules for unsolicited calling using automatic dialing and announcing devices (ADADs), live voice and facsimile (fax) calls for the purpose of solicitation

Definitions

Solicitation is defined as selling or promoting of a product or service, or the soliciting of money or money's worth, whether directly or indirectly and whether on behalf of another party.

ADAD is defined as any automatic equipment which stores or produces telephone numbers to be called, used alone or with other equipment to convey a prerecorded or synthesized voice message to the telephone number called.

Rules for calls using ADADs

The use of ADADs to make unsolicited calls for the purpose of solicitation is prohibited. These include calls made on behalf of a charity, the use of ADAD messages to request that a called party hold until an operator is available (when the purpose of the call is to solicit), radio station promotions, or calls referring the called party to a 900 or 976 service number.

Calls using ADADs are permitted where there is no attempt to solicit, i.e. calls for public service reasons, emergency purposes, to collect overdue accounts, market or survey research calls or calls to schedule appointments.

勧誘目的で自動ダイヤル広告装置 (ADAD)、ライブ音声 (オペレータ通話)、ファックスを用いて行う、望まない通信 (unsolicited calling)に関するルール

定義

勧誘とは、物、サービスの販売や宣伝、貨幣又は貨幣価値の勧誘を行うことをいう。直接・間接を問わず、他人の依頼に基づくかどうかを問わない。

ADADとは、架電する電話番号を蓄積又は生成し、単独若しくは他の装置と一緒に使うことで録音又は合成音声メッセージを架電先の電話番号に伝える自動装置をいう。

ADAD を用いた通信に関するルール

勧誘目的で ADAD を用いて望まない通信 (unsolicited calls) を行うことを禁止する。これらは、慈善目的の通信や、オペレータが空くまで受信者に電話を切らないよう要請するための ADAD メッセージの使用 (勧誘目的の場合)、無線局の宣伝、900 番、976 番サービスに電話をかけた者に対する発信を含む。

ADAD を用いた通信は勧誘の意図がない場合、すなわち公的サービス上の目的や緊急目的、過払い料金の徴収、市場調査やスケジュール調整の通信の場合には許容される。

Weekday calling hours for permitted calls using ADADs are from 9:30 a.m. to 8 p.m., Saturdays from 10:30 a.m. to 5 p.m. and Sundays from noon to 5 p.m. These hour restrictions do not apply to calls made for public service reasons (i.e. calls made for emergency and administrative purposes by police and fire departments, schools, hospitals or similar organizations).

Permitted unsolicited ADAD calls must not be placed to emergency lines or healthcare facilities.

Permitted ADAD calls should begin with a clear message identifying the person on behalf of whom the call is made, including a mailing address and telephone number of a free call-back line. If the message exceeds 60 seconds, the identification message must be repeated at the end of the call.

ADAD calls are to display the originating calling number or an alternate number where the caller can be reached (except where number display is unavailable for technical reasons).

Sequential dialing is prohibited.

ADAD users must make all reasonable efforts to ensure that their equipment disconnects within 10 seconds of the called party hanging up.

Persons who resell Centrex service must make all reasonable efforts to ensure that the end-user does not employ the service to transmit unsolicited ADAD calls other than those made for public service reasons.

Enforcement: Telephone service to the lines used in placing calls which contravene these rules may be suspended or terminated two business days after notification from the telephone company.

ADAD の使用が認められた通信について、平日の通信時間は午前 9 時 30 分から午後 8 時まで、土曜は午前 10 時 30 分から午後 5 時まで、日曜は正午から午後 5 時までとする。これら時間制限は公的サービス目的の通信（緊急目的や警察・消防・学校・病院等の機関による行政目的の通信）には適用されない。

ADAD を用いた望まない通信（許容されたもの）は緊急回線やヘルスケア設備に対してはなされてはならない。

許容された ADAD 通信においては、まず、誰によって通信がなされたかを特定する明確なメッセージ（住所、電話番号及び返信用無料電話番号を含む）から始まらなければならない。こうした特定用のメッセージが 60 秒を越えるのであれば、通信の末尾で繰り返さなければならない。

ADAD 通信は発信者番号又は発信者にかかるその他の番号を表示しなければならない（技術的理由により番号表示が利用不可能である場合を除く）。

連続番号のダイヤルは禁止する。

ADAD 利用者は受信者が電話を切ってから 10 秒以内に ADAD 装置が切断されるよう確保するためのあらゆる合理的努力を行わなければならない。

セントレクスサービスを再販する者は、エンドユーザーが公的サービス目的以外の望まない ADAD 通信を伝送するサービスを行わないことを確保するためのあらゆる合理的な努力を行わなければならない。

強制力：上記ルールに反する通信を行った回線への電話サービスは、電話会社からの通告の後 2 営業日の間、停止または終了される。

◎ E U 「1997年遠隔地契約指令 (97/7/EC)」

Article 10

Restrictions on the use of certain means of distance communication

1. Use by a supplier of the following means requires the prior consent of the consumer:

- automated calling system without human intervention (automatic calling machine).

- facsimile machine (fax).

2. Member States shall ensure that means of distance communication, other than those referred to in paragraph 1, which allow individual communications may be used only where there is no clear objection from the consumer.

第10条

特定の遠隔地コミュニケーション手段の使用の制限

1 供給者が次の手段を用いるためには、消費者の事前の同意を必要とする。

- 人手を介さない自動架電装置 (自動架電装置)

- ファクシミリ装置 (FAX)

2 加盟国は、第1項に規定された以外の遠隔地コミュニケーション手段であって、個人的なコミュニケーションを可能とする手段が、消費者の明確な拒否が存在しない場合に限って、用いられることを確保するものとする。

◎ E U 「2002年電気通信分野プライバシー指令(2002/58/EC)」

Article 13

Unsolicited calls

1. The use of automated calling systems without human intervention (automatic calling machine) or facsimile machines (fax) or electronic mail for the purposes of direct marketing may only be allowed in respect of subscribers who have given their prior consent.

2. (略)

3. Member States shall take appropriate measures to ensure that, free of charge, unsolicited calls for purposes of direct marketing, by means other than those referred to in paragraph 1, are not allowed either without the consent of the subscribers concerned or in respect of subscribers who do not wish to receive these calls, the choice between these options to be determined by national legislation.

4. The rights conferred by paragraphs 1 and 2 shall apply to subscribers who are natural persons. Member States shall also guarantee, in the framework of Community law and applicable national legislation, that the legitimate interests of subscribers other than natural persons with regard to unsolicited calls are sufficiently protected.

第13条

望まない通話

1 ダイレクトマーケティング目的で、人手を介さない自動架電装置（自動架電装置）又はファクシミリ装置（FAX）又は電子メールを用いることは、事前に同意を与えている加入者に関してのみ、認められる。

2 (略)

3 加盟国は、無償で、第1項に定められた以外の手段により行われるダイレクトマーケティングを目的とした望まない通話が、当該加入者の同意なしには認められないか、又は当該通話を望まない加入者に関しては認められないようにすることを確保するため、適切な措置を講じるものとする。

4 第1項及び第2項に定められた権利は、自然人である加入者にのみ、適用されるものとする。加盟国は、同時に、EC法及び適用可能な国内法の枠内で、望まない通話に関する自然人以外の加入者の正当な利益が十分に保護されることを保障するものとする。

◎英国「1999年電気通信（データ保護及びプライバシー）規則」

Use of automated calling systems for direct marketing purposes - communications on lines of individual or corporate subscribers

22. (1) This regulation applies in relation to the use of publicly available telecommunications services by means of an automated calling system (that is to say, a system which, when activated, operates to make calls without human intervention) for the communication of material for direct marketing purposes, whether the called line is that of a subscriber who is an individual or that of a corporate subscriber.

(2) A person shall not use, or instigate the use of, publicly available telecommunications services, and a subscriber to such services shall not permit his line to be used, as mentioned in paragraph (1), except where the called line is that of a subscriber who has previously notified the caller that for the time being he consents to such communications as are there mentioned being sent by or at the instigation of the caller in question on that line.

ダイレクトマーケティング目的での自動架電装置の使用—個人又は法人の契約者への通信

22 (1) この規制は、ダイレクトマーケティング目的の内容の通信を行うための、自動架電装置（すなわち、作動時において、人手を介さず通話を行う装置）を使用した、公衆が利用可能な電気通信サービスの利用に関して適用されるものであり、当該通話回線が個人契約者のものであるか、法人契約者のものであるかは、関係ない。

(2) 何人も、第1項で定められた方法で、公衆が利用可能な電気通信サービスを使用し、又は使用させてはならない。また、そうしたサービスの契約者は、第1項で定められた方法で、他人が自己の回線を使用するのを許してはならない。ただし、当該通話回線の契約者が、事前に、発信者に対して、告知された通信が当該通話回線を用いて送信され、又は送信させられることについて同意していた場合は、この限りでない。

◎英国「公衆電気通信事業者免許条件(all Public Telecommunications Operator (PTO) licenses)」

Condition 17

USE OF AUTOMATIC CALLING EQUIPMENT

17.1 This Condition applies if the Applicable Systems, or any telecommunication apparatus comprised in them:

(a) are capable of automatically initiating a sequence of calls to each of more than one destination in accordance with instructions stored in the Applicable Systems or telecommunication apparatus comprised in them; and

(b) are capable of transmitting, for reception by persons at some or all of the destinations so called:

(i) sounds which are not live speech; or

(ii) sounds which are for the purpose of the transmission or reception of facsimile messages,

and where one or more of the calls referred to in paragraph 17.1(a):

(A) constitutes Messages comprising matter that has been recorded;

(B) is intended or reasonably expected by the Licensee to be one which does not result in any Message consisting of live speech being delivered to the recipient of the call; or

(C) is intended or reasonably expected by the Licensee to identify whether apparatus addressed by the Number so called is capable of the transmission or reception of facsimile messages.

17.2 The Licensee shall, except insofar as the Director consents otherwise:

(a) secure that the Applicable Systems are used to initiate calls to transmit the Messages of the description referred to in paragraph 17.1(b) only to telecommunication systems which are run by the Licensee or by persons who have consented in writing to receive such calls and which are identified by reference to Numbers which are used to make calls to those telecommunication systems; and

(b) maintain, or secure that there is maintained, a record giving particulars of the persons and the Numbers referred to in paragraph 17.2(a), and

条件17

自動架電装置の使用

17.1 本条は、特定装置又はそれに含まれる電気通信装置が、

(a) 当該特定装置又はそれに含まれる電気通信装置に記録された指示に従って、自動的に一連の通話を複数の宛先に対して発信する機能を有し、かつ、

(b) 当該通話の宛先の全部又は一部の受信者に対して、人の生の声でない音声又はファクシミリの送受信のための音声を送信する機能を有する場合であって、

17.1 (a) で規定された通話の1つ以上が、

(A) 録音された内容を含むメッセージである場合、

(B) 人の生の声を含むメッセージを受信者に伝送するものではないと、免許人によって意図されている場合若しくは合理的に予想されている場合、又は

(C) 当該通話の宛先電話番号を付与されている装置がファックスの送受信機能を有するものであるかどうかを識別するためのものであると、免許人によって意図されている場合若しくは合理的に予想されている場合

に適用される。

17.2 免許人は、OFTEL長官が特に認めた場合を除き、

(a) 特定装置が、17.1 (b) で定められた内容のメッセージを伝送する通話を、当該通話を受信することに書面で同意している免許人その他の者によって管理されている電気通信設備であって、当該電気通信設備に対して通話をするために用いられる電話番号を参照することによって識別される電気通信設備に対してのみ、送信することを確保しなければならず、かつ、

shall make that record available for inspection on reasonable notice by the Director.

17.3 This Condition does not apply to any services which the Licensee supplies pursuant to Condition 19.

17.4 Paragraph 17.2(a) shall have no application where regulation 6 of the Telecommunications (Data Protection and Privacy) Regulations 1999 (S.I.1999/2093)(use of automated calling systems for direct marketing purposes) applies.

(b) 17.2 (a) で定められた者及び電話番号 KAS を詳述した記録を保存し、又は保存されるよう確保しなければならず、かつ、当該記録を OFTEL 長官が適正な通知に基づき検査できるようにしなければならない。

17.3 本免許条件は、免許人が条件 19 に従って提供される役務には適用されない。

17.4 17.2 (a) の規定は、1999 年電気通信（データ保護及びプライバシー）規則第 6 条（ダイレクトマーケティング目的での自動架電装置の使用）が適用される場合には、適用されない。

※ 自営電気通信設備免許条件 (Self Provided Telecommunications Systems Licence (SPL))、電気通信役務免許条件 (Telecommunication Services Licence (TSL))、国際単純音声再販免許条件 (International Simple Voice Resale (ISVR) Licence)、無線通信包括免許条件 (Cordless Class Licence (CCL)) にも同様の規定が存在する。

◎フランス「郵便・電気通信法典」

Article L33-4-1 (*Ordonnance n° 2001-670 du 25 juillet 2001*)

Est interdite la prospection directe, par automates d'appel ou télécopieurs, d'un abonné ou d'un utilisateur d'un réseau de télécommunications qui n'a pas exprimé son consentement à recevoir de tels appels.

Les opérateurs ou leurs distributeurs fournissent gratuitement à ceux de leurs abonnés ou utilisateurs qui le souhaitent les moyens d'exprimer leur consentement à recevoir les appels mentionnés à l'alinéa précédent. Ils mettent à la disposition de toute personne qui en fait la demande la liste de ces abonnés ou utilisateurs.

第L-33-4-1条

自動架電装置又はファクシミリ装置を用いたダイレクトマーケティングを行うことは、電気通信ネットワークの加入者及び利用者がそのような電話やファクシミリを受信することに同意をしていない場合、禁止される。

前のパラグラフに記載されている電話やファクシミリを受信することに同意する手段を希望している加入者及び利用者に対して、事業者または情報提供者は、その手段を無料で提供する。事業者または情報提供者は、同意を行った加入者及び利用者のリストを、要請に応じてすべての人が利用できるようにする。

◎フランス「消費者法典」

Article L121-20-5 (Ordonnance n° 2001-741 du 23 août 2001)

Est interdite la prospection directe par un professionnel, au moyen d'automates d'appel ou de télécopieurs, d'un consommateur qui n'a pas exprimé son consentement à recevoir de tels appels.

Lorsqu'elles permettent une communication individuelle, les techniques de communication à distance, autres que celles mentionnées à l'alinéa précédent, ne peuvent être utilisées que si le consommateur n'a pas manifesté son opposition.

Les conditions dans lesquelles le consommateur exprime son consentement à recevoir les appels mentionnés au premier alinéa, les informations que le professionnel doit fournir au consommateur sur la possibilité qui lui est offerte de manifester son opposition ainsi que les conditions dans lesquelles sont tenus les registres d'opposition sont fixées par décret en Conseil d'Etat.

第L-121-20-5条

専門家による、あるいは自動架電装置又はファクシミリ装置を用いたダイレクトマーケティングを行うことは、消費者がそのような電話やファクシミリを受信することに同意していない場合、禁止する。

個人の通信の場合、前のパラグラフに記載されている技術と異なる遠隔通信技術は、消費者が異議を表明していない場合に限って利用することができる。

消費者が第一パラグラフに記載された電話やファクシミリを受信することに同意することに関する条件、消費者が異議を表明することを申し出る可能性に関して、専門家が消費者に対して提供しなければならない情報、また、異議を表明している人の名簿に関する条件について、国務院のデクレ（政令）によって定める。

別 添

別添1 「迷惑通信への対応の在り方に関する研究会」構成員

別添2 「迷惑通信への対応の在り方に関する研究会」検討経過

「迷惑通信への対応の在り方に関する研究会」構成員

座長 堀部 政男 中央大学法学部教授

座長代理 松本 恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授

委員 相田 仁 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授

岡村 久道 弁護士

尾崎 幸博 西日本電信電話（株）理事 設備部長

加藤 真代 主婦連合会 参与

橋 薫 ケイディーディーアイ（株）a u事業本部
a u技術本部長

名和 卓良 (株)エヌ・ティ・ティ・ソルコ取締役営業統括本部
第二ソリューション営業部長

長谷部 恭男 東京大学法学部教授

「迷惑通信への対応の在り方に関する研究会」検討経過

- 第一回会合（平成14年8月23日）
 - ・ 迷惑通信の現状
 - ・ 当面予想される論点等

- 第二回会合（平成14年9月9日）
 - ・ テレマーケティング事業者からの報告
 - ・ 移動体通信事業者からの報告
 - ・ 諸外国の取組状況
 - ・ 論点に対する考え方

- 第三回会合（平成14年9月30日）
 - ・ 報告書案について

- 第四回会合（平成14年10月4日）
 - ・ 報告書案について